

今後の学制等の在り方について
(第五次提言)

平成 26 年 7 月 3 日

教育再生実行会議

今後の学制等の在り方について (第五次提言)

はじめに

日本は、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、生産年齢人口の加速度的な減少が見込まれる危機的な状況にあります。世界は、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の中にあります。こうした中、日本が将来にわたって成長し発展を続け、一人一人の豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく必要があります。教育再生は、一人一人をより良い人生に導く営みであり、社会の持続的な発展と経済再生を支える基盤だと言えます。

日本を支え担う人材は、戦後約70年にわたり、6-3-3-4制の学制の下で育成されてきましたが、子供や社会の状況は大きく変化しています。現在の学制の原型が導入された当時と比べて発達の早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレム¹、中1ギャップ²などの課題が指摘されています。また、グローバル化への対応やイノベーションの創出を活性化する観点から、英語教育の抜本的充実や理数教育の強化、ICT教育の充実が求められています。さらに、産業構造の変化や技術革新が進む中、質の高い職業人の育成も求められます。

こうした課題への対応として、現在の学制の枠内で、地方公共団体や大学等における様々な工夫や取組が行われていますが、少子・高齢化やグローバル化への対応は、日本が直面する大きな課題であり、一人一人の能力の伸長と意欲ある全ての人々が社会参画できる環境の構築は、国家戦略として取り組む必要があります。今、まさに日本の存立基盤である人材の質と量を将来にわたって充実・確保していくことができるかどうかの岐路に立っており、現在の学制が、これからの日本に見合うものとなっているかを見直すときであると言えます。

教育再生実行会議では、このような観点から、義務教育及び無償教育の期間、学校段階間の連携、一貫教育や区切りの在り方、職業教育制度などの学制の在り方全般について提言するとともに、これらの改革に関連する教師の在り方や条件整備について提言します。学制の在り方は広範囲にわたる問題であることから、本提言は、直ちに検討を行い速やかに実行する施策のほか、必要な財源の確保などの環境整備を図った上で実行する施策、それらの進捗等を踏まえた上で更に検討を深める施策を含めて示すこととします。政府においては、本提言に盛り込まれた諸施策について、専門的・具体的な検討を行うとともに、国民的な議論を深めながら、丁寧かつ着実に取組を進めることを期待します。

¹ 小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教師の話が聞けず授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。

² 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、不登校などの生徒指導上の諸問題につながっていく事態等。

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

義務教育は、一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うものであり、知・徳・体をバランス良く育てる全人教育が必要です。機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹を国の責務として保障しつつ、義務教育を抜本的に充実するため、その年限³や無償教育の期間について考える必要があります。

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。その際、保護者が子供の教育に第一義的責任を有していることを自覚し、家庭の十分な協力を得ながら幼児教育の充実が図られることが大切です。

高等学校段階の教育においては、第四次提言で述べたように、義務教育の基礎の上に、変化の激しい現代社会において主体的な自己を確立し自ら学び行動していくための幅広い教養と一定の専門的な知識、職業観等を身に付け、社会の発展に寄与する志や責任感を養うことが求められます。生徒の能力や適性は多様であり、生徒の学習ニーズに対応した教育を受けられるよう多様化や特色化を図ることが重要です。また、この時期は、社会人になるための助走期間であり、意欲ある全ての子供に挑戦の機会が与えられるよう、家庭の経済状況にかかわらず教育機会を保障する必要があります。

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

- 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、処遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。
- 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期にお

³ 平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的についての規定が新たに置かれるとともに、その期間について、将来延長する可能性も視野に入れ、9年とされていた規定が削除され、学校教育法に委ねられた。

ける特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

- 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。
- 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

(高等学校教育、修学支援の充実)

- 高等学校教育において、生涯にわたって学ぶ基礎となる力を育成するとともに、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応した教育が積極的に行われ、様々な進路に挑戦できるよう、地方公共団体及び学校は、その実態に合わせて教育課程を工夫したり、民間の外部検定試験等の活用を図ったりするなど、高等学校教育の特色化を進め、国は適切な支援を行う。
- 国及び地方公共団体は、特に低所得者層を対象として高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等の修学のための支援策を一層推進し、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供に高等学校段階の教育機会を保障する。
- 高等学校等を卒業した後も、意欲と能力のある者が、経済的な困難があっても高等教育への修学を断念することなく、学び挑戦していくことができるよう、国及び大学は、授業料減免や所得連動返還型奨学金などの支援策を一層推進する。専修学校についても修学支援が図られるよう取り組む。

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

学校段階間の区切りは、一定の年齢層の子供を同一の方式で教育するという意味がありますが、いじめや不登校が中学校第1学年で急増するなど教育上の様々な課題との関係が指摘されています。一方、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、

学力向上や中1ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成長や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。こうしたことから、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育の推進が求められます。また、区切りを一律に変更することについては、これらの取組の進捗状況、その成果や課題等を踏まえた上で、更なる検討を行うことが必要と考えます。

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。
- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。
- 学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本と

し、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、iii) 専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校⁴、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

また、学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要です。

（職業教育の充実、強化）

- 高等学校段階における職業教育の充実のため、国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援を充実し、更なるレベルアップを図る。学習や学校生活に課題を抱える生徒に対しても、社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図る社会人となることができるよう、学力向上や就職支援のための指導員の配置充実等を図る。また、地方公共団体と学校、関係機関が連携し、中途退学者も含め、新たな挑戦に臨む進路変更希望者に対する転学、再修学や就職のための相談・支援を行う体制を構築する。
- 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成⁵を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。
- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

⁴ 専門学校においては、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、職業実践専門課程の文部科学大臣認定制度が平成26年度から実施されている。同年度において472校1,373学科が認定を受けている。（平成25年度における専門学校の学校数・学科数は、2,811校8,128学科）

⁵ 平成25年度において、高等専門学校の学科（247学科）のうち、工業系96.8%（239学科）、商船2.0%（5学科）、その他1.2%（経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各1学科）となっている。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

- 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。
- 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。
- 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくする。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。
- 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

上記1で述べた改革を実現に導くには、子供一人一人の可能性を引き出し、能力を伸ばしていく教師の存在が不可欠であり、その資質・能力の向上や配置の充実を一体のものとして行わなければなりません。教師が自らの人間性や専門性を発揮して子供を教え導くことができるよう、学制改革の機会を捉え、免許、養成、採用、研修、配置、処遇などの制度全般の在り方を考える必要があります。

学制改革に伴い、学校間の連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教師が学校種を越えて教科等の専門性に応じた指導ができるよう教員免許制度を改革するとともに、専科指導等のための教職員の配置や専門性を持つ人材の活用を図ることが必要です。

また、教師には、教育に対する強い情熱、豊かな人間性や社会性、実践的で確かな

指導力が求められます。自ら学び続ける強い意志を備えた質の高い教師を確保するとともに、教師が社会から尊敬され、その力が十分に発揮されるよう、教師の養成や採用、研修等の在り方についても見直す必要があります。

(学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方)

- 国は、教師が教科等の専門性に応じ、小学校と中学校、中学校と高等学校などの複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設⁶や、複数学校種の免許状の取得を促進するための要件の見直しなど教員免許制度の改革を行う。地方公共団体は、複数学校種の免許状保有者の採用や、現職の教師による他校種免許状の取得の促進を図る。
- 国及び地方公共団体は、小学校と中学校の連携推進や、各学校における教科の専門性に応じた教育の充実のため、小学校における専科指導のための教職員配置を充実する。また、特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用や、学校支援ボランティアの推進等により、学校の教育活動において、社会経験や専門的知識・技能の豊かな社会人、外国人指導者、文化・芸術・スポーツの指導者など多様な人材の積極的な登用を図る。
- 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

(質の高い教師を確保するための養成、採用、研修等の在り方)

- 実践的な力を備えた教師を養成し採用することができるよう、国は、大学において、インターンシップやボランティア活動など学生に学校現場を経験させる取組を推進するとともに、採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み(教師インターン制度(仮称))の導入を検討する。こうした仕組みの導入に際しては、教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。
- 大学は、質の高い教師を養成するため、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実

⁶ 現行の教員免許制度においては、学校種ごとに免許状が設けられており、原則として、一の免許状では、複数の学校種において指導ができない。

を図る。地方公共団体と教職大学院などの大学が連携して、管理職を養成する研修も含め、教師の研修を充実し、自ら学び続ける強い意志、リーダーシップや創造性などの資質向上を図る。国は、優秀教師の処遇の改善等と併せ、こうした取組を積極的に支援する。

- 国及び地方公共団体は、課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。また、教師の勤務時間や授業以外の活動時間が世界的に見て格段に長い⁷ことを踏まえ、教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から、学校経営を支える管理・事務体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門職の配置や活用が進むよう、制度面・財政面の整備を行う。
- 国及び地方公共団体は、教師に対する社会からの信頼感や尊敬の念が醸成され、優秀な人材を教育現場に引き付けるため、いわゆる人材確保法の初心に立ち返り教師の処遇を確保する。真に頑張っている教師に報いることができるよう、優れた教師に対する顕彰を行い、人事評価の結果を処遇等に反映するとともに、諸手当等の在り方を見直し、メリハリのある給与体系とするなどの改善を図る。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

上記1及び2で述べた、義務教育、無償教育の期間の見直し、幼児教育の充実、小中一貫教育の制度化など学校段階間の連携や一貫教育の推進、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化など、新しい時代にふさわしい学制を構築し、将来を見据えた改革を断行していくためには、財源措置を含む条件整備が必要であり、社会全体で教育への投資を重視する意識改革を一体的に行うことが重要です。

日本の現状は、高齢者世代に比べて、子供・若者世代への公的な支出が圧倒的に少ない状態です。特に、私学の多い就学前教育と高等教育段階における公財政負担や、一人一人の状況に応じた修学支援等が十分でなく、これらの充実が求められます。

教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育投資は、個人の能力の向上、自己実現、所得の増加、出生率の向上、経済成長、税収増加などの効果をもたらします。特に、子育てや教育にお金がかかりすぎることで、子供を産み育てたい人の希望を阻害する最大の要因となっており、教育費負担の軽減は、少子化対策の鍵であると言えます

⁷ OECDによる国際教員指導環境調査（TALIS2013）によれば、中学校段階の教師の1週間あたりの勤務時間について、日本は53.9時間であり、調査参加国（34か国・地域）中最長（参加国平均は38.3時間）。授業時間は参加国平均（19.3時間）と同程度（17.7時間）だが、特に、スポーツ・文化などの課外活動（日本：7.7時間、参加国平均：2.1時間）や事務業務時間（日本：5.5時間、参加国平均：2.9時間）が長い。

す。また、意欲ある全ての子供・若者、社会人に挑戦の機会を保障し、質の高い教育を実現することは、貧困の連鎖を断ち、一人一人の豊かな人生の実現に寄与するものです。さらには、個人の能力の向上は、社会全体の生産性の向上をもたらし、将来にわたって成長し続ける社会の実現につながります。逆に、人材の質と量を充実・確保するための教育投資を怠れば、我が国は、今後、少子・高齢化の急速な進展等により、労働力人口の急激な減少や、それに伴う経済成長の鈍化、社会保障制度の維持の困難化など危機的な状況に陥る恐れがあります。

こうしたことから、家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人に質の高い教育機会を確保していくことが不可欠であり、世代を超えて総がかりで教育を支える社会の実現を目指すべきです。特に、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、子供・若者の未来のため、安定的な財源を確保しつつ、「未来への投資」と位置付けて重視することが必要です。

教育財源の確保に当たっては、少子化に伴って逡減する費用や教育的観点からの学校統廃合等によって生じた財源を教育の質の向上に活用すべきです。また、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ、とりわけ教育費負担の軽減のために大胆に移していくことや民間資金の活用等も重要です。政府においては、教育投資の一層の重視や教育財源の確保のための方策について、その意義・効果を踏まえて更に国民的な議論を深め、実行していくことを期待します。

- 家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができ、一人一人の能力や可能性を最大限伸ばし、将来にわたって成長し続ける社会の実現を目指し、国は、子供・若者の未来のため、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、「未来への投資」と位置付けて重視する。教育財源の確保に当たり、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ大胆な移行を図る。
- 国は、在学中にかかる費用を卒業後の収入に応じて負担する所得連動返還型奨学金の充実、税制上のインセンティブを通じた寄附の促進等による民間資金の活用や世代間資産移転の促進等も含め、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える安定的な教育財源を確保する取組について、国民的な理解を得つつ推進する。
- 教育投資は、少子化対策の観点からも極めて重要であることを踏まえ、国、地方公共団体、産業界、教育界の代表等による「教育サミット（仮称）」を開催し、教育投資の重要性についてアピールするなど、社会総がかりで子供・若者を支える意識や環境の醸成を図る。

2020年 教育再生を通じた 日本再生の実現に向けて

**文部科学大臣・教育再生担当大臣
下村 博文**

(第21回教育再生実行会議 提出資料)

今、向き合わなければならない我が国の状況

少子化・高齢化の進展及びそれに伴う**経済成長の鈍化**等により、社会保障制度の存続が困難となり、結果、格差が更に拡大するなど、「成長し続け、安全で安心して暮らせる社会」「一人一人の豊かな人生」のいずれも実現しないおそれ。

成長（生産） = 一人一人の生産性 × 労働力人口

(我が国の一人当たりGDP)
世界第2位→第10位
(1993) (2012)

(我が国の労働生産性)
G7の中で最下位 (2012)

(生産年齢人口予測)
約8千万人→約4千万人
(2013) (2060)
(我が国の労働力率)
59.3% (米国 64.1%)
(2011)

<現在>

<予測される2060年の姿>

人口構造 (2013)

	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
人口	1億2,730万人	1,639万人	7,901万人	3,190万人
割合	—	12.9%	62.1%	25.1%

全世界GDPに占める各国GDP (2011)

日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他
6.7%	22.7%	17.1%	18.2%	17.0%	6.6%	11.7%

人口構造 (2060)

	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
人口	8,674万人	791万人	4,418万人	3,464万人
割合	—	9.1%	50.9%	39.9%

全世界GDPに占める各国GDP (2060)

日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他
3.2%	16.3%	8.8%	14.0%	27.8%	18.2%	11.7%

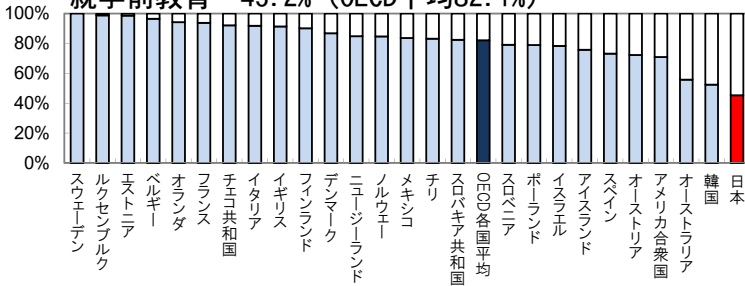
出典：人口構造 (2013) 総務省統計局統計調査部「人口推計」(2014)、人口構造 (2060) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」(2012)
全世界GDPに占める各国GDP OECD「Looking to 2060」(2012)

我が国の教育投資・教育費をめぐる状況

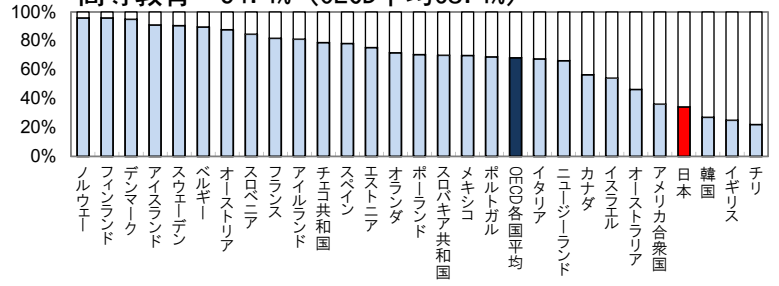
特に、**就学前教育段階及び高等教育段階**において、公財政負担割合が低く、その結果、**家計に教育費負担が重くのしかかる**。

教育支出の公財政負担割合

就学前教育 45.2% (OECD平均82.1%)

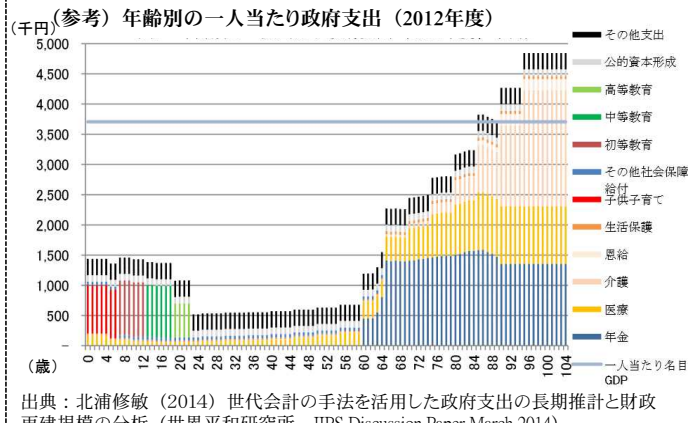
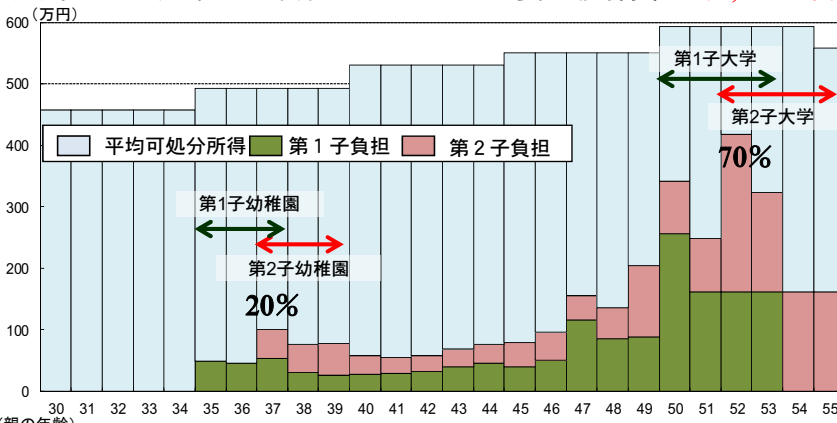


高等教育 34.4% (OECD平均68.4%)



出典：OECD 図表で見る教育 (2013年度版)

子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費 約2,600万円



※31歳で第1子、33歳で第2子を出産と想定。小中学校は公立、それ以外は私立の場合。
出典：文部科学省「平成24年度子どもの学習費調査」(2014年)、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(平成24年度)」、総務省統計局「平成24年度家計調査年報」(2013年)

なぜ、今教育か。

①少子化の克服、②格差の改善（公正・公平な社会の実現）、③経済成長・雇用の確保という三つを解決し、「一人一人の豊かな人生」と、「成長し続け、安心できる社会」を実現できるのが教育。

★成長し続け、安全で安心して暮らせる社会の実現

少子化の克服 格差の改善 経済成長・雇用の確保、
イノベーション創出 社会の安定性・一体性確保 治安改善
将来の公的支出抑制（医療費、生活保護費等）（→超高齢社会による社会保障費の増への対応）

$$\text{成長(生産)} = \text{一人一人の生産性} \times \text{労働力人口}$$

教育の
充実

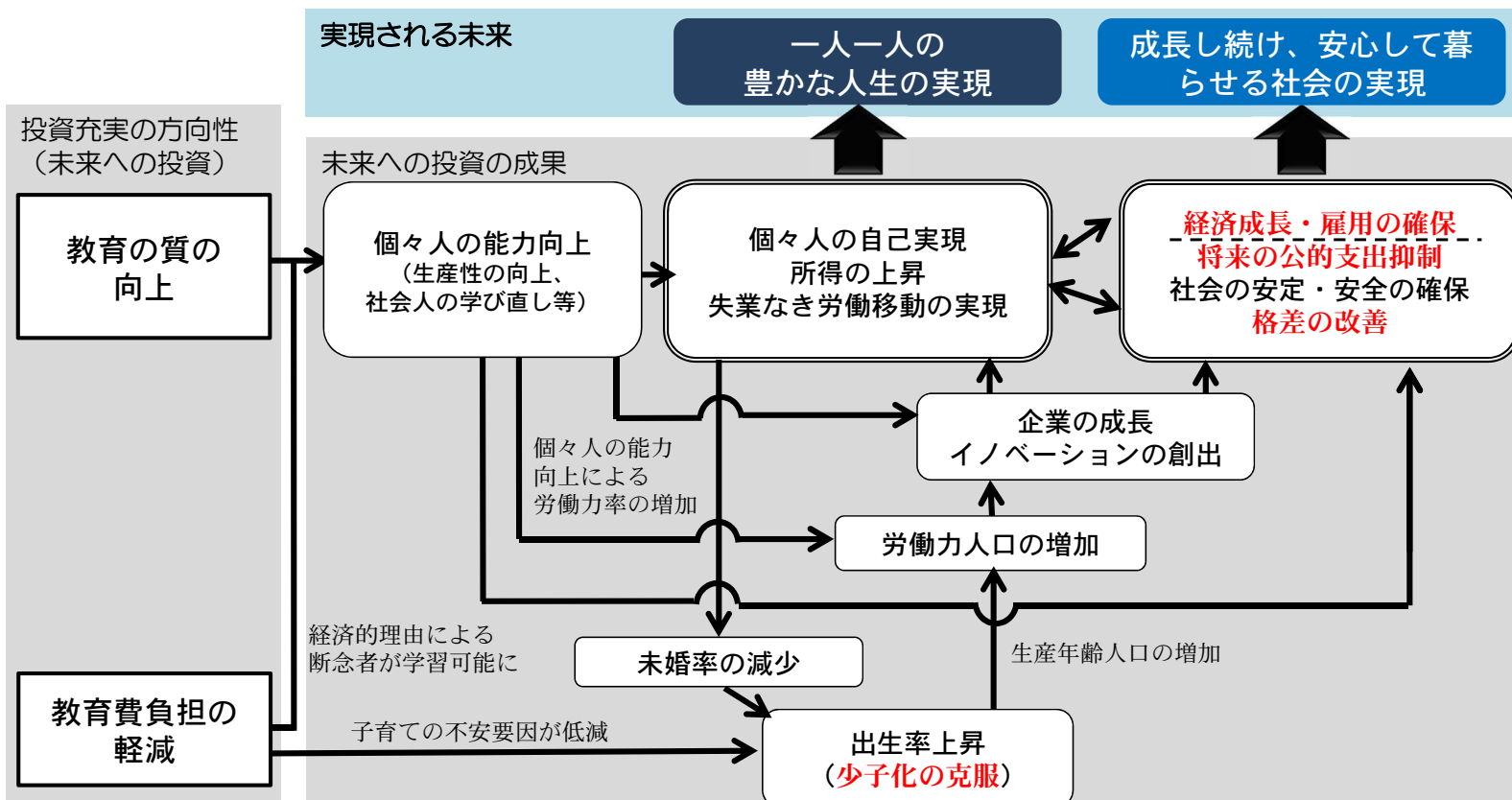
教育の質を向上し、
一人一人が持つ
可能性(能力)を
最大限伸長

教育費負担を軽減し、
子育てに対する不安要因を
低減(→ 出生率向上)

★一人一人の豊かな人生の実現

自己実現 所得の上昇 失業なき労働移動の実現
心豊かで文化的な生活の実現 健康増進 幸福度上昇

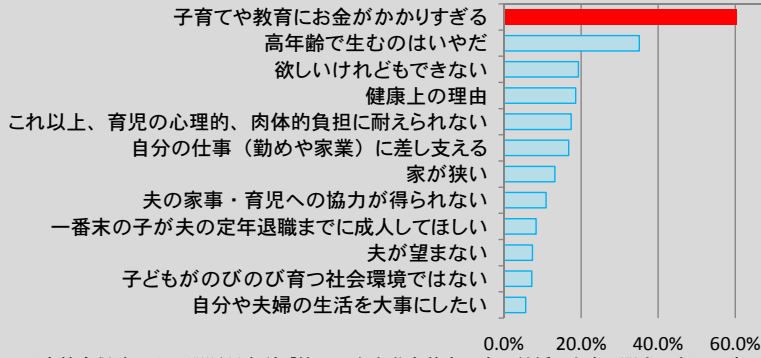
(参考) 教育への投資とその成果 (フローチャート)



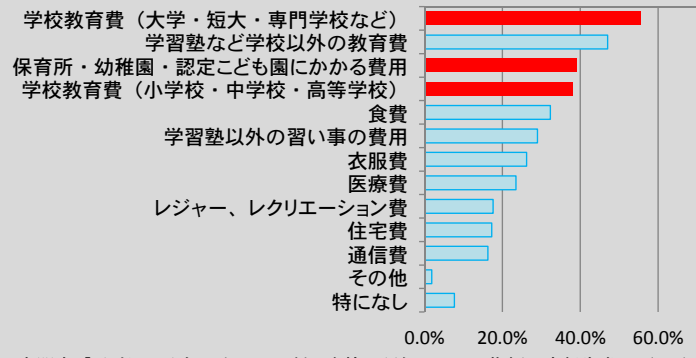
※この他、健康の増進、地域の活性化、社会課題の解決、社会関係資本の構築などの効果も見込まれる。

教育への投資の効果 ①少子化の克服

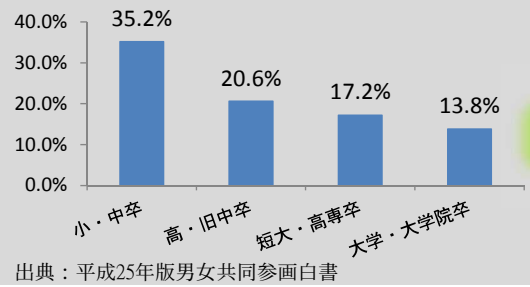
◆理想の子供数を持たない理由



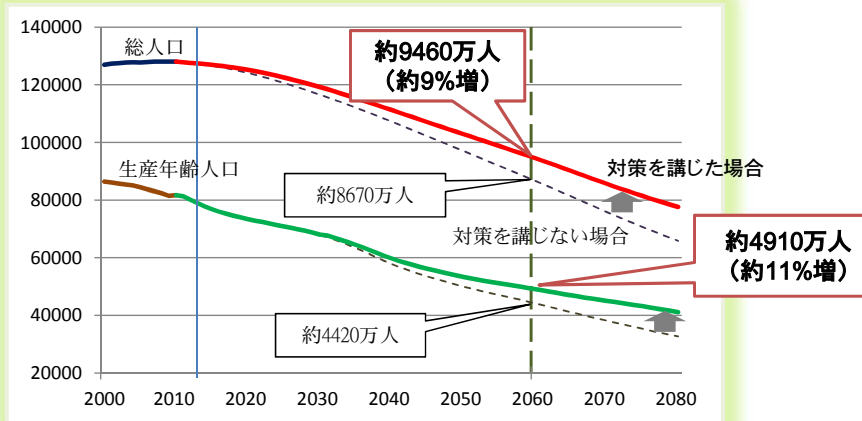
◆子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの



◆教育別生涯未婚率（男性）



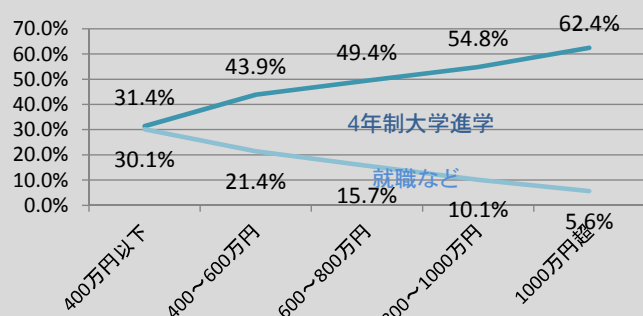
教育費負担に対する不安が取り除かれることにより、1夫婦当たりの出生数が10%*程度増加する場合（同時に、未婚率の上昇が抑えられると仮定）



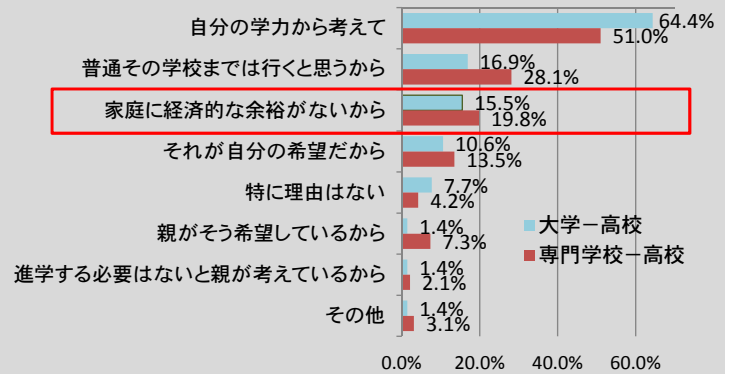
※「対策を講じない場合」については、国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（平成24年1月推計）出生中位（死亡中位）。
 ※「対策を講じた場合」については、「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」（2010）において、「予定より理想の子ども数が多い理由を」「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した者（60.4%）のうち、最大の理由として挙げた者の全員及び最大以外の理由として挙げた者の半数が、理想の子供の数（2.42）をもつと仮定し、完結出生児数（1.96）からの伸びを考慮し算出。その結果、最も結果に近い、国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（平成24年1月推計）の出生高位（死亡中位）推計の結果を使用。

教育への投資の効果② 格差の改善（公正・公平な社会の実現）

◆高校卒業後の予定進路（両親年収別）



◆現実的な学歴の理由（理想学歴－現実学歴）



経済的負担軽減策の充実により、4万人程度*が新たに高等教育機関に進学

（※「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」（小林雅之 東京大学教授（研究代表））より）

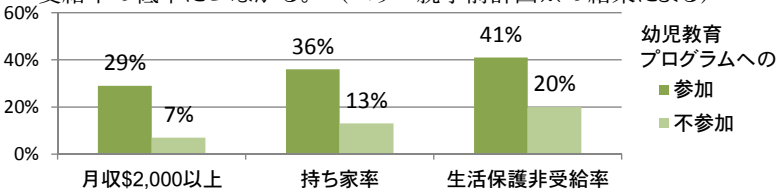
「誰もがチャレンジできる」生涯現役・全員参加型社会」

教育への投資の効果③ 経済成長・雇用の確保

研究の一例

◆幼児教育段階

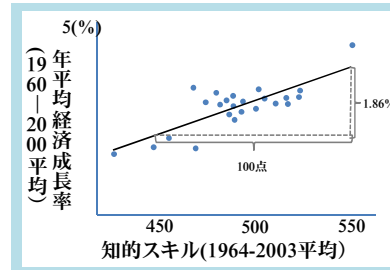
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得向上や生活保護受給率の低下につながる。(ペリー就学前計画※の結果による)



出典： Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"
 ※「ペリー就学前計画」とは、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの

◆義務教育段階

- OECD諸国では、知的スキルの上昇と年平均成長率の間に相関関係がある。



出典： Hanushek and Woessmann (2010) "How Much do Educational Outcomes Matter in OECD Countries?" 及びスタンフォード大学ホームページより作成

◆高等教育段階

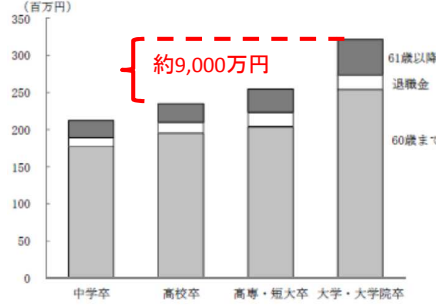
- 地域において大卒者比率が高まることにより、地域全体の平均賃金を高める外部効果がある。

大卒者比率1%の上昇が、その地域の他の労働者の賃金に与える影響

他の労働者の学歴	割合
高校中退	1.9%
高校卒	1.6%
大学卒	1.2%
大学院卒	0.4%

出典： Moretti (2004) "Estimating the social return to higher education: evidence from longitudinal and repeated cross-sectional data"

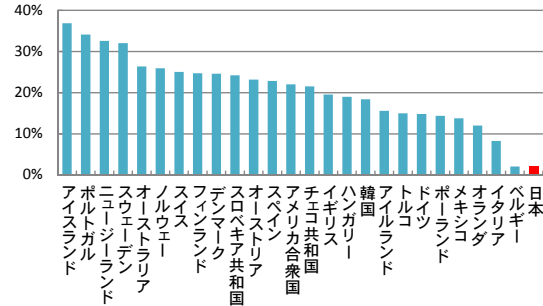
- 大卒の労働者と高卒の労働者との間には、生涯賃金に約9,000万円の開きがある。



出典：労働政策研究・研修機構『ユースフル労働統計2013』

- 大学等を通じた社会人の学び直しを推進することにより、労働生産性を高める必要がある。

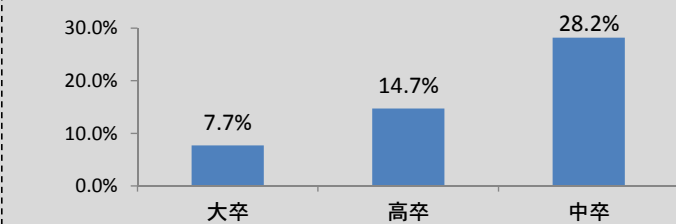
◆25歳以上の高等教育機関(大学型)への入学者の割合



労働力人口の拡大等とともに、各段階における教育の効果として、教育を受けた者の生産性の向上(賃金の上昇)に加え、スピルオーバー効果(波及効果)による生産性の向上により、GDPの拡大につながる。

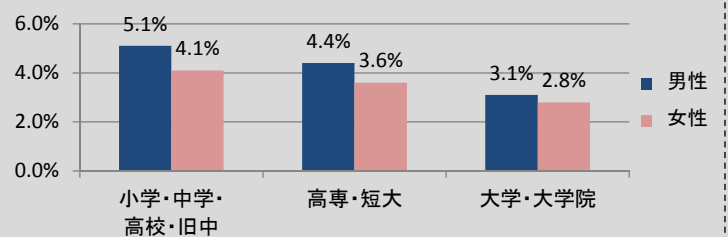
教育への投資の効果④ 将来の公的支出抑制

◆学歴別貧困率



社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 (第9回資料) (2012) より作成

◆最終学歴別完全失業率



総務省「労働力調査(詳細集計)平成25年(2013年)平均(速報)結果」(2014)より作成

大学卒業者の割合が上昇し、経済的により安定的な生活を送ることができる者が増加することにより、将来の生活保護費、失業給付等が抑制される。

2020年 教育再生のためのグランドデザイン

- 東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年は、日本が今後進む方向性を形づくる、まさに我が国にとっての大きな『転換点』
- グローバル化が更に進展する中、少子化・高齢化を乗り越え、我が国が世界に伍して成長・発展していくために必要なのは、

世代を超えて、全ての人たちで子供・若者を支えることにより、家庭の経済状況や発達の状況（発達障害等を含む）などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者や社会人が質の高い教育を受け、一人一人の能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢にチャレンジできる社会の実現

- そのために、2020年までに「家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者や社会人が質の高い教育を受けることができる社会」を実現することをビジョンとして掲げ、その実現に取り組んでいくことが必要

施策の実現に必要な教育財源確保に向けては、教育政策や他の政策分野にかかる予算の見直しによる捻出が考えられるところではあるが、厳しい財政状況や今後見込まれる社会保障費の増加などを踏まえれば、柔軟な所得連動返還型奨学金制度や民間資金の活用、世代間資産移転の促進によるものに加え、安定的な財源確保策についても検討が必要。

グランドデザイン実現に向けたビジョン

※ 下記の数字は、仮定を用いた粗い試算によるものであり、こうした効果については今後とも研究を進める必要がある。

2014年

教育負担軽減、グローバル人材育成に係る施策等を特に優先

2020年のビジョン

家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができる社会の実現

一層の加速化

誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会（生涯学習社会）の実現

2030年

(最優先で着手すべき施策の例)
★ **幼児教育にかかる家計負担の軽減**

★ **グローバル人材の育成**

(上記の実現に向けて、順次着手していくべき施策の例)

- ★ **幼児教育の質向上及び無償化**
 - ・ 幼児教育の段階的無償化
 - ・ 教員給与の改善、研修の充実等
- ★ **一人一人の子供の能力・可能性の伸長に向けた更なる支援充実**
 - ・ 少人数教育の推進、グローバル化などにも対応した教員の資質能力向上、ICT教育環境の整備、特別支援教育充実に向けた環境整備、個人の能力・適性に応じた学びの保証（学制改革）等の実施
- ★ **高等学校教育に係る一層の家計負担軽減**
 - ・ 低所得世帯の私立高校生の授業料の無償化、給付型支援の拡充の検討等
- ★ **高等教育に係る一層の家計負担軽減**
 - ・ 授業料減免の充実、無利子奨学金の拡充、柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入、給付型奨学金の検討等
- ★ **大学等の質・量の充実とガバナンスの確立**
 - ・ 大学の機能別分化の促進、アケデンプ・ラーニングや双方向の講義への転換、実践的な職業教育体系の充実等
 - ・ 社会人や留学生などの多様な主体の積極的な受入れに伴う環境整備等（大学進学率（就学率）7割を目指す）
- ★ **グローバル人材の育成**
 - ・ 日本人留学生の倍増を目指し、意欲と能力ある若者全員に留学機会を与えるための経済的負担の軽減
 - ・ 優秀な外国人留学生を呼び込む仕組みを戦略的に構築

所要額4～5兆円

※現在の試算によるものであり、その後の状況変化や制度変更等により変わり得る。

施策により達成すべき目標の例

- ・ 世界最高水準の学力と規範意識の育成
- ・ 学生の学修時間を米国並みの水準まで増加
- ・ 世界大学ランキングの「トップ100」に日本の大学を10校以上ランクイン
- ・ 大学等への社会人入学者を大幅に増加
- ・ 中学生、高校生、大学生及び英語教員の英語力の向上
- ・ 日本人の海外留学生数を倍増
- ・ 留学生30万人計画の実現
- ・ 家庭の経済状況が学力や進学に与える影響の改善

長期的視野に立った将来の投資効果
(経済的側面によるものを中心に※)
GDPの拡大(経済成長)
2060年段階で50～70兆円程度の拡大効果

労働生産性の上昇

各段階における教育の効果として、教育を受けた者の生産性の向上（賃金の上昇）に加え、スピルオーバー効果（波及効果）による生産性の向上。

労働力人口減少の歯止め

教育に対する経済的な不安が解消されることにより、夫婦1組当たりの子供の数が増加し、それにより将来の労働力人口の減少にある程度歯止めがかかる

将来の公的支出の抑制

経済的に安定的な生活を送ることができ、生活費が増加することにより、将来の生活保護費、医療費、失業給付等が抑制される。

(参考) オーストラリアにおける所得連動返還型奨学金制度の例

オーストラリアでは、高等教育機関に在籍中にかかる授業料等を、卒業後の収入に応じて後払いする仕組み (HECS (Higher Education Contribution Scheme) 後にHECS-HELPへ移行) が1989年に導入されており、高等教育機関への進学者の増加に対応したものとなっている。

オーストラリア 高等教育融資プログラム (Higher Education Loan Program: HELP)

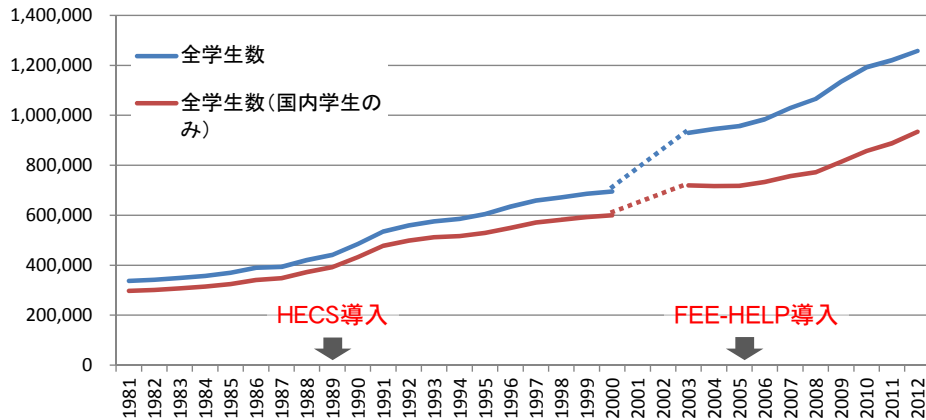
収入が一定の金額を超えた場合に、オーストラリア税務局 (Australian Tax Office: ATO) が課税システムを通じて徴収することで返済される仕組みであり、

- HECS-HELP (資格を有する連邦政府支援学生に対して、学生分担金の支払いを援助する融資)
- FEE-HELP (授業料納付学生に対して、承認された高等教育機関への授業料の全部または一部の支払いを援助する融資)

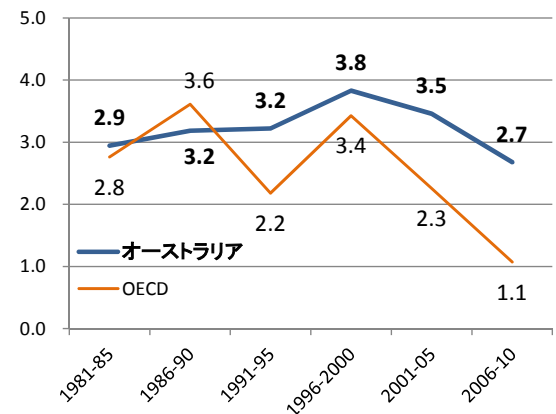
など、対象者等の違いにより、5種類が用意されている。

出典：Australian Government, Department of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education (2012) "Administrative information for higher education providers: student support"

(参考：オーストラリアにおける高等教育機関への進学者の推移)



(参考：オーストラリアの経済成長率(実質GDP)の推移)



出典：2000以前 Department of Education, Training and Youth Affairs "Higher Education Students Time Series Tables"
2002以降：Department of Industry, Innovation, Climate Change, Science, Research and Tertiary Education "Selected Higher Education Statistics"
※ 国内学生には、フルタイム学生・パートタイム学生を含む。また、国内学生には、オーストラリア国籍のほか、ニュージーランド国籍、永住ビザ取得者、難民ビザ保有者を含む

(参考) 民間資金の活用及び世代間資産移転の促進の例

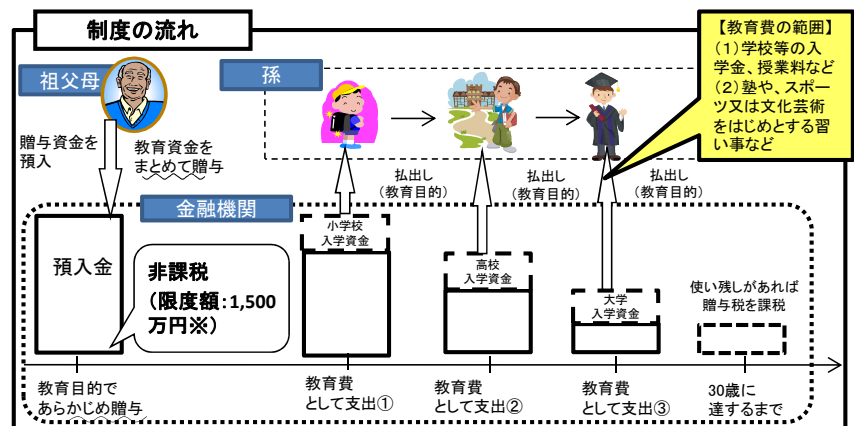
◆民間資金の活用の例 (寄附金税制) (平成26年5月現在)

税目/寄附先	一般の寄附金	国立大学法人等に対する寄附	学校法人に対する寄附	指定寄附金 (日本学生支援機構が行う学資の貸与及び官民協働海外留学支援制度に対する寄附等)
所得税	優遇なし	所得控除	所得控除と税額控除(控除率40%)の選択制(※1)	所得控除
法人税	損金算入に限度額あり	全額損金算入	全額損金算入(※2)	全額損金算入

※1 「年3,000円以上の寄附者年平均100人以上」等の要件を満たす法人に限る。それ以外の法人については所得控除のみ
※2 日本私立学校振興・共済事業団を通じた寄附(受配者指定寄附)を活用した場合。

◆世代間資産移転の促進 (教育資金一括贈与)

- 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金については、子・孫ごとに1,500万円(学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては、500万円を限度)が非課税。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成27年12月31日までの措置。



今後の学制等の在り方について

(第五次提言参考資料)

1. 我が国の学制の変遷、 諸外国の学制

我が国の学制の変遷（主な答申等と文科省の取組状況）

	提言事項	取組状況
幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4, 5 歳児から小学校低学年まで一貫する学校 <S46中教審答申> ・ 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続 <H20中教審答申> ・ 就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設の制度設計を検討 <H17中教審答申> ・ 幼児教育の無償化を実現 <H20教育再生懇談会第一次報告> ・ 幼児教育無償化の段階的实施 <H25幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議取りまとめ> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼小の円滑な連携を幼稚園教育要領・学習指導要領に規定<H20> ○ 認定こども園制度を創設 <H18 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」制定、H24一部改正法制定> ○ 幼児教育無償化に関する「環境整備」 <H26予算において就園奨励費補助の拡充>
中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高一貫学校の先導的試行<S46中教審答申> ・ 6年制中等学校の導入<S60第一次臨教審答申> ・ 中高一貫教育の導入<H9中教審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> → ○ 中高一貫教育制度を導入 <H10（学校教育法改正）>
6-3-3関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中・中高の区切りの変更 <S46中教審答申> ・ 9年制の義務教育学校の導入、カリキュラム区分の弾力化 <H17中教審答申> ・ 小中一貫教育の推進 <H19教育再生会議第三次報告> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発学校を活用した小中高の区分の変更の研究 <S51~> ○ 教育課程特例校制度を活用した小中連携の取組の促進 <H20~>
高大連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学入学以前の学習成果の単位認定 <H3中教審答申> ・ 生徒の学校外における学修等の単位認定を積極的に検討 <H8中教審答申> ・ 高校段階の生徒に大学レベルの教育に触れる機会を提供 <H10大学審答申> ・ 高校段階の生徒に大学レベルの教育を履修する機会の拡大 <H11中教審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学前既修得単位の大学における認定 <H3（大学設置基準改正）> ○ 生徒の学校外における学修の単位認定の対象の範囲を大学等に拡大<H10（学校教育法施行規則改正）> ○ 上記学修の認定単位数の拡大 <H17（学校教育法施行規則改正）>

	提言事項	取組状況
職業教育	<ul style="list-style-type: none"> ・技術専門の学校の創設 <S32中教審答申> ・中等教育から前期高等教育までの一貫教育を他の目的、専門分野へ拡大 <S46中教審答申> ・高等専門学校の分野の制限の廃止 <H3大学審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等専門学校制度を創設 <S36(学校教育法改正)> ○高等専門学校の学科規制撤廃 <H3(高等専門学校設置基準改正)>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学校は数及び種類が多いため、実態を調査し、制度を検討 <S30中教審答申> ・各種学校のうち後期中等教育段階の青少年を対象とする課程については、必要な基準を整備 <S41中教審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> ○専修学校制度を創設 <S51(学校教育法改正)>
	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践的な教育に特化した新たな枠組みの整備 <H23中教審答申> 	<ul style="list-style-type: none"> ○職業実践専門課程制度を創設 <H25(文部科学省告示)>
飛び入学・飛び級	<p>(高校→大学(学部))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力に応じて進級・進学に例外的な措置を認める <S46中教審答申> ・飛び入学ができるよう大学入学年齢制限を撤廃 <H12教育改革国民会議報告> ・飛び級、飛び入学の促進 <H19教育再生会議第三次報告> <p>(学部→大学院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた学部3年次修了者に大学院進学を認める措置 <S61臨教審第二次答申> 	<p>(高校→大学(学部))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数学又は物理分野に限定して大学への飛び入学を制度化 <H9(学校教育法施行規則改正)> ○対象分野の制限を撤廃し、法律上の位置付けを明確化 <H13(学校教育法改正)> <p>(学部→大学院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学院への飛び入学を制度化 <H1(学校教育法施行規則改正)> ○大学の早期卒業制度を導入 <H11(学校教育法改正)> ○法律上の位置づけを明確化 <H13(学校教育法改正)>

諸外国の学校制度① (主に初等中等教育)

国名	イギリス (2013年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	オランダ (2013年)	フィンランド (2012年)
学 制	6-5-2	4-5/6/8/9, 6-4/6/7 (州や学校種により異なる)	5-4-3	8-4/5/6 (学校種により異なる)	6-3-3
義務教育期間	5歳から16歳 (11年間) ※2015年までに18歳まで教育又は訓練を受けることを義務化	6歳～15歳(16歳) (9～10年間) ※州により異なる	6歳から16歳 (10年間)	5歳～18歳又は基礎資格取得まで (最長13年間) ※ただし、初等教育の開始は4歳から ※2007年に現在の制度に変更	7歳から16歳 (9年間)
学校教育における無償期間	5歳から18歳 (初等中等教育)	5歳(6歳)から高等教育段階まで無償 ※州により異なる	すべての教育段階で公教育は原則無償。	4歳から18歳までの最長14年間	6歳から高等教育段階まで無償。
職業教育を主とする学校が登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照					

国名	アメリカ (2013年)	ロシア (2011年)	シンガポール (2013年)	韓国 (2013年)	中国 (2013年)	日本
学 制	5-3-4、4-4-4、 6-3-3、6-2-4、 6-6、8-4 等 (学区により異なる)	4-5-2(3) (ただし、9年制 あるいは11年制の 学校が一般的)	6-4-2(3)、 6-5-2(3)、 6-6	6-3-3	6-3-3 (一部地域で 5-4-3)	6-3-3
義務教育 期間	5~8歳から16~18歳 (10~13年間) ※州により異なる ※最近20年で約3分の1の州 が義務教育期間を延長	6歳6か月から17歳6か月 (11年間)	6歳から12歳 (6年間) ※2003年より初等教育を義務 化	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5~18歳 (幼稚園(5歳児)~ ハイスクール)	原則6~17歳 (基礎学校・初等中等 教育学校の第1~11学年)	6~12歳 (初等学校)	3~15歳 (幼稚園~中学校) ※私立幼稚園についても段階 的な無償化を導入中。高等学 校の無償化についても検討中	6~15歳 (小学校~初級中学)	6~18歳 (小学校~高等学校) ※高等学校は所得制限があ る
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメ ージ ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学まで の進学経路を示して おり、正確な学校系統 図は参考資料集を参 照						

諸外国の学校制度②（義務教育年数と開始年齢）

【義務教育年数】

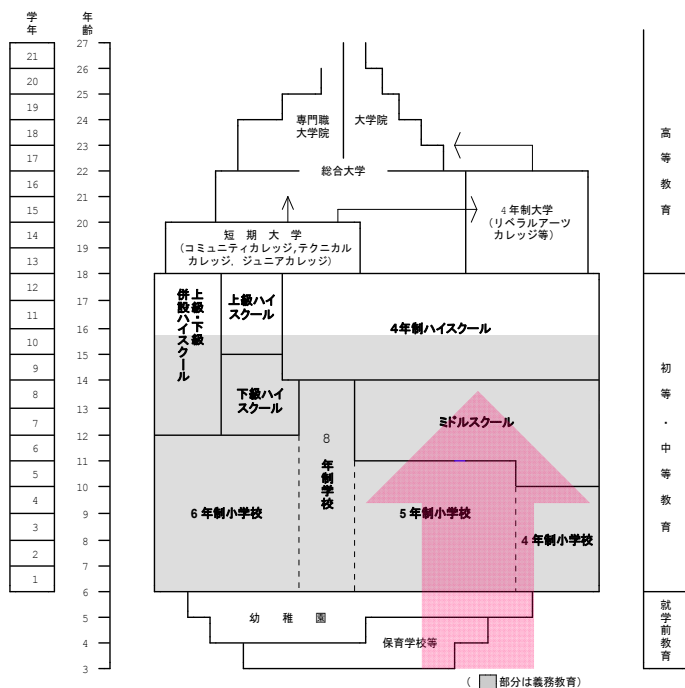
5年(3か国)	バングラデシュ、マダカスカル、ラオス
6年(8か国)	アラブ首長国連邦、イラク、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、シンガポール、フィリピン、ベナン、マレーシア
7年(1か国)	モザンビーク
8年(7か国)	イラン、インド、エチオピア、クウェート、クロアチア、ケニア、マケドニア
9年(34か国)	アフガニスタン、イエメン、インドネシア、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストリア、韓国、カンボジア、キューバ、グアテマラ、ジブチ、スイス、スウェーデン、スリランカ、スロベニア、タイ、チェコ、チュニジア、中国、ドイツ(一部の州では10年)、ナイジェリア、パーレーン、フィンランド、ブラジル、ブルネイ、ベトナム、ポルトガル、南アフリカ、メキシコ、モロッコ、モンゴル、リビア、リトアニア
10年(19か国)	アイスランド、アイルランド、イタリア、オーストラリア、カナダ(一部の州は12年)、ガボン、ギリシャ、コートジボワール、コロンビア、スペイン、スロバキア、デンマーク、トルクメニスタン、ニュージーランド、ノルウェー、フランス、ブルガリア、ボツワナ、ヨルダン
11年(5か国)	アゼルバイジャン、イギリス、イスラエル、カザフスタン、ラトビア
12年(8か国)	ウズベキスタン、カタール、北朝鮮、チリ、トルコ、ペルー、ベルギー、ポーランド
13年(3か国)	アルゼンチン、オランダ、ハンガリー

【義務教育開始年齢】

5歳(11か国)	アルゼンチン、イギリス、イスラエル、オランダ、北朝鮮、ギリシャ、コロンビア、スリランカ、ハンガリー、ペルー、ラトビア
6歳(66か国)	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イタリア、イラク、イラン、インド、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、オーストラリア、オーストリア、カタール、カナダ、ガボン、韓国、カンボジア、キューバ、クウェート、クロアチア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ジブチ、シンガポール、スイス、スロバキア、スロベニア、タイ、チェコ、チュニジア、チリ、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、パーレーン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、ベトナム、ベナン、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、ポルトガル、マダカスカル、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モザンビーク、モロッコ、モンゴル、ヨルダン、ラオス、リビア
7歳(11か国)	インドネシア、エストニア、エチオピア、カザフスタン、グアテマラ、スウェーデン、スペイン、トルクメニスタン、フィンランド、マケドニア、リトアニア

諸外国の学校制度③ (アメリカの学制)

学校系統図



主要な学校種(公立)の学校数の推移

	1980年	2010年
6年制小学校	25,010校	11,018校
8年制学校	6,710校	6,192校
5年制小学校	9,852校	24,999校
(5年制小学校は1982年の数値)		
下級ハイ	5,890校	2,855校
ミドルスクール	6,003校	13,045校
上級下級併設	3,677校	3,100校
4年制ハイ	8,175校	15,413校
上級ハイ	2,583校	908校

出典: NCES, Digest of Education Statistics, 各年版

アメリカの義務教育年数

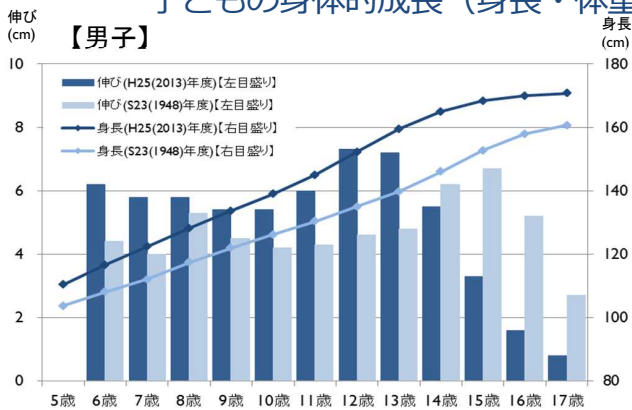
	9年間		10年間		11年間		12年間		13年間					
	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢	開始年齢	終了年齢				
アラスカ	7	16	アリゾナ	6	16	アラバマ	6	17	アーカンソー	5	17	コネチカット	5	18
アイダホ	7	16	フロリダ	6	16	コロラド	6	17	カリフォルニア	6	18	ワシントンD.C.	5	18
インディアナ	7	16	ジョージア	6	16	デラウェア	5	16	ハワイ	6	18	ニューメキシコ	5	18
ミネソタ	7	16	イリノイ	7	17	カンザス	7	18	ネブラスカ	6	18	オクラホマ	5	18
モンタナ	7	16	アイオワ	6	16	ルイジアナ	7	18	ニューハンプシャー	6	18	バージニア	5	18
ノースカロライナ	7	16	ケンタッキー	6	16	メリーランド	5	16	オハイオ	6	18			
ノースダコタ	7	16	メイン	7	17	ミシシッピ	6	17	サウスカロライナ	5	17			
ペンシルバニア	8	17	マサチューセッツ	6	16	ネバダ	7	18	サウスダコタ	6	18			
ワイオミング	7	16	ミシガン	6	16	オレゴン	7	18	テキサス	6	18			
			ミズーリ	7	17	テネシー	6	17	ユタ	6	18			
			ニュージャージー	6	16				ウィスコンシン	6	18			
			ニューヨーク	6	16									
			ロードアイランド	6	16									
			バーモント	6	16									
			ワシントン	8	18									
			ウエストバージニア	6	16									
9州			16州			10州			11州			5州(ワシントンD.C.を含む)		

出典: ECS, Compulsory School Age Requirements (April, 2013)

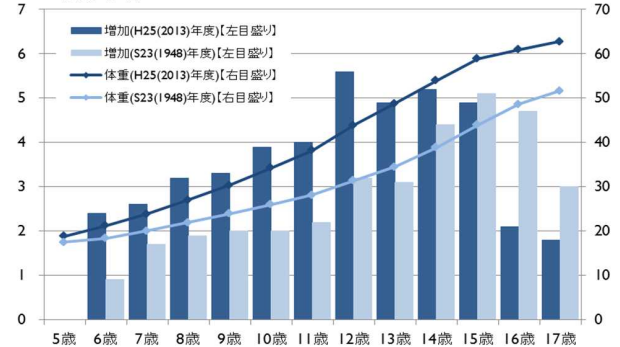
2. 子供の発達、幼児教育、高校生等への修学支援等

男女児童の身長・体重平均値

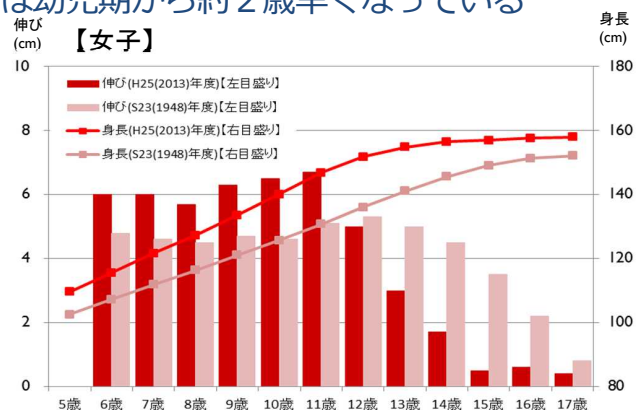
子どもの身体的成長（身長・体重）は幼児期から約2歳早くなっている



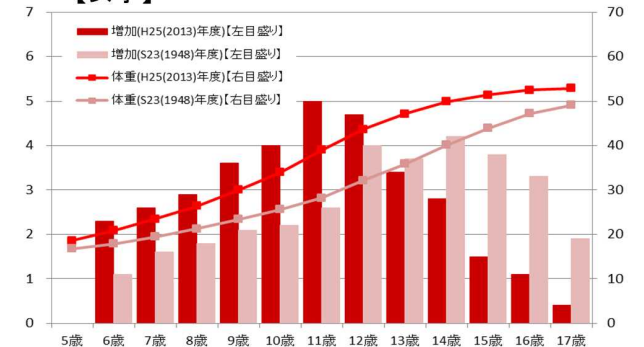
男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。14～15歳 → 12～13歳



男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。14～16歳 → 12～15歳



女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。11～13歳 → 10～11歳

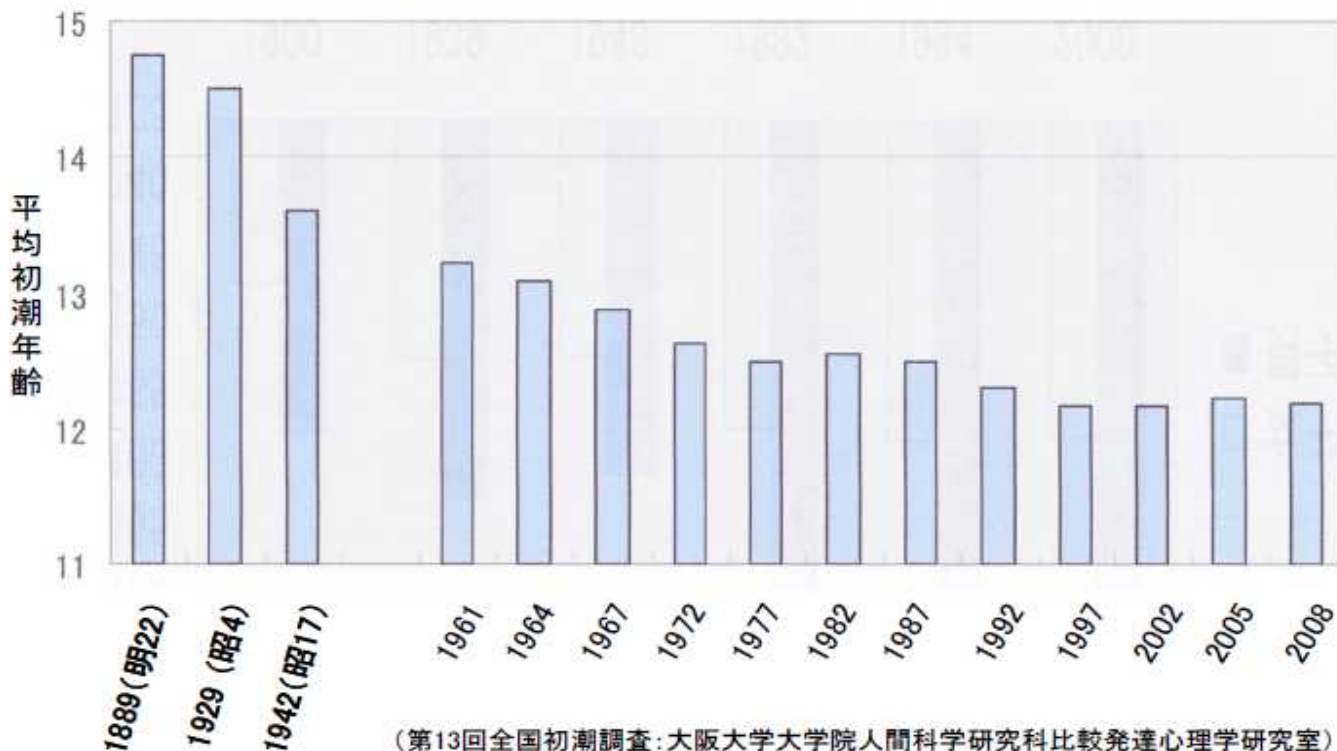


女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。12～15歳 → 11～12歳

出典：昭和23年(1948)年度及び平成25年(2013)年度 学校保健統計調査より

日本女性の初潮年齢の推移

性的成熟は昭和の初めと比べて 1980年代までに約2歳早くなっている



栄養や情報刺激が重要であると言われている。

出典：第16回教育再生実行会議 無藤隆白梅学園大学教授提出資料

3・4・5歳児の読み書き能力の経年比較

かな文字の読みは半世紀ほどで約2歳早くなった

調査機関		国語研調査	基礎学研調査	基礎学力研	基礎学力研	
		テスト・面接法	テスト・面接法	母親アンケート	母親アンケート	
調査時期		1967年11月	1988年11～12月	1988年11～12月	2005年9～12月	
調査対象		幼稚園児	保育所児／幼稚園児	保育所児、幼稚園児	保育所児、幼稚園児	
読み	46文字	5歳児	36.8	43.8 / 43.9		
		4歳児	24.4	34.7 / 35.1		
		3歳児	—	14.0 / 16.7		
	71文字	5歳児	53	65.9 / 66.1	77	85.71
		4歳児	33.5	49.7 / 50.3	54.5	70
		3歳児	—	18.6 / 22.5	19.9	36.92
書き	46文字	5歳児	19.9	31.6 / 35.8		
		4歳児	8.7	15.9 / 19.5		
		3歳児	—	3.7 / 4.70		
	71文字	5歳児	26	44.6 / 50.9	59.7	66.07
		4歳児	10.8	20.9 / 25.8	28.9	41.5
		3歳児	—	4.5 / 5.80	7.9	13.95
数字の単位		字 (読み・書きできる文字数)		% (60～71文字読み・書きできる人数の割合)		

(国立国語研究所 1967 ; 島村他 1988 ; 三神他 2005 ; 三神他 2008)

1967年から1988年に掛けて、1歳近く読みが早まった (1967年5歳児の成績は1988年4歳児相当)。1988年から2005年に掛けて、読みが半年ほど早まったと見られる (1988年5歳児の成績は、2005年の4歳児と5歳児のほぼ中間)。

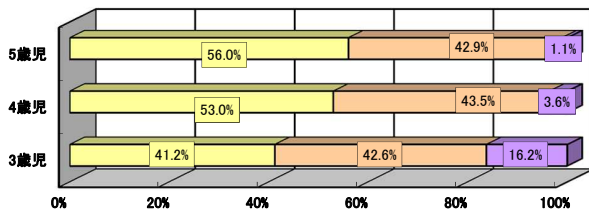
出典：第16回教育再生実行会議 無藤隆白梅学園大学教授提出資料

就学前教育・保育の実施状況

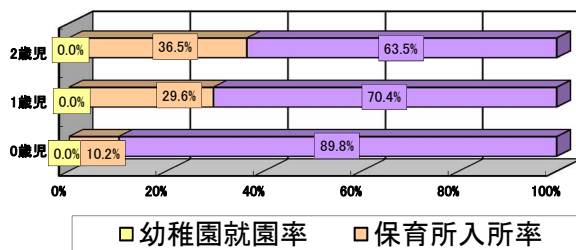
- 3歳以上児の多く(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割

就学前教育・保育の実施状況(平成24年度)

【3~5歳児】<学年齢別>



【0~2歳児】



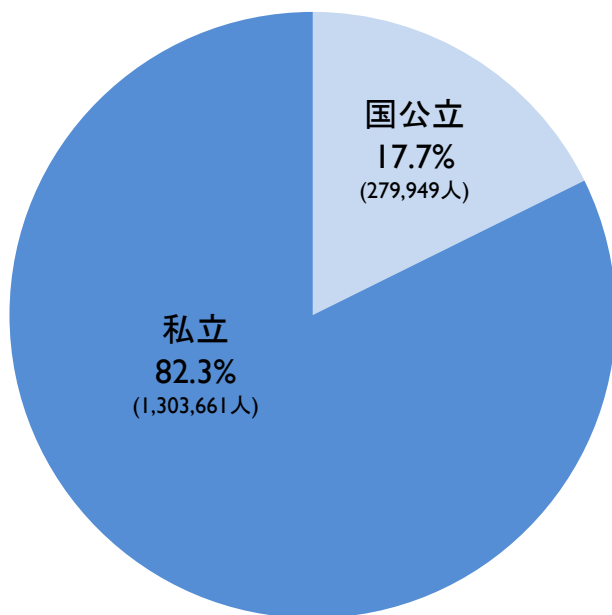
	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	109,000人	10.2%	959,000人	89.8%	1,068,000
1歳児	0人	0.0%	309,000人	29.6%	736,000人	70.4%	1,045,000
2歳児	0人	0.0%	381,000人	36.5%	664,000人	63.5%	1,045,000
3歳児	442,508人	41.2%	457,000人	42.6%	174,492人	16.2%	1,074,000
4歳児	566,985人	53.0%	465,000人	43.5%	38,015人	3.6%	1,070,000
5歳児	594,732人	56.0%	456,000人	42.9%	11,268人	1.1%	1,062,000
合計	1,604,225人	25.2%	2,177,000人	34.2%	2,582,775人	40.6%	6,364,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	799,000人	25.3%	2,359,000人	74.7%	3,158,000
うち3~5歳児	1,604,225人	50.0%	1,378,000人	43.0%	223,775人	7.0%	3,206,000

※保育所の数値は平成24年の「待機児童数調査」(平成24年4月1日現在)より。
 4・5歳は「社会福祉施設等調査」(平成24年10月1日現在)の年齢別割合を乗じて推計。
 ※幼稚園の数値は平成24年度「学校基本調査報告書」(平成24年5月1日現在)より。
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成23年10月1日現在)より。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。
 ※「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の影響により調査を実施していないところがある。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

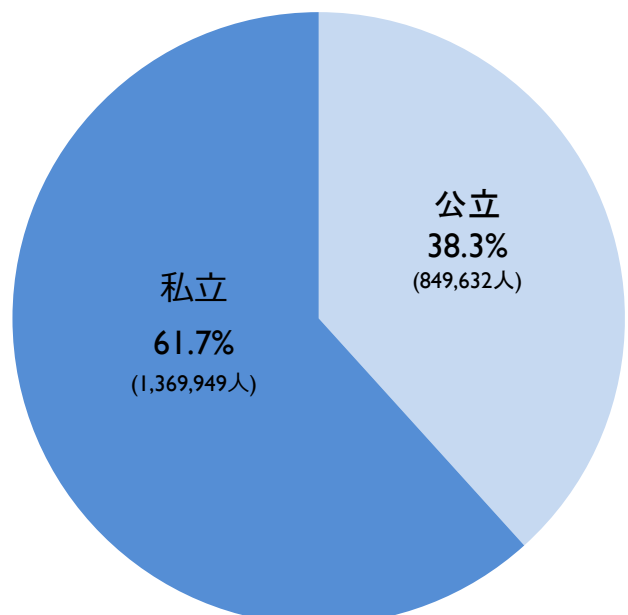
幼稚園及び保育所に通う園児数の公私別割合

幼稚園児の約8割、保育所児童の約6割は私立に通う

幼稚園(H25.5現在)



保育所(H25.4現在)



認定こども園制度

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定
 - ① 教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
 - ② 地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成26年4月1日現在))

認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1359	720	410	189	40

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成26年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	72	石川県	9	岡山県	17
青森県	23	福井県	10	広島県	39
岩手県	30	山梨県	6	山口県	11
宮城県	14	長野県	15	徳島県	69
秋田県	37	岐阜県	9	香川県	1
山形県	21	静岡県	23	愛媛県	16
福島県	35	愛知県	24	高知県	20
茨城県	99	三重県	5	福岡県	40
栃木県	25	滋賀県	25	佐賀県	38
群馬県	30	京都府	2	長崎県	56
埼玉県	38	大阪府	51	熊本県	6
千葉県	27	兵庫県	118	大分県	33
東京都	103	奈良県	12	宮崎県	42
神奈川県	43	和歌山県	13	鹿児島県	35
新潟県	35	鳥取県	17	沖縄県	2
富山県	16	島根県	7	合計	1359

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

【幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み】

- 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

- 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

- 政府の推進体制

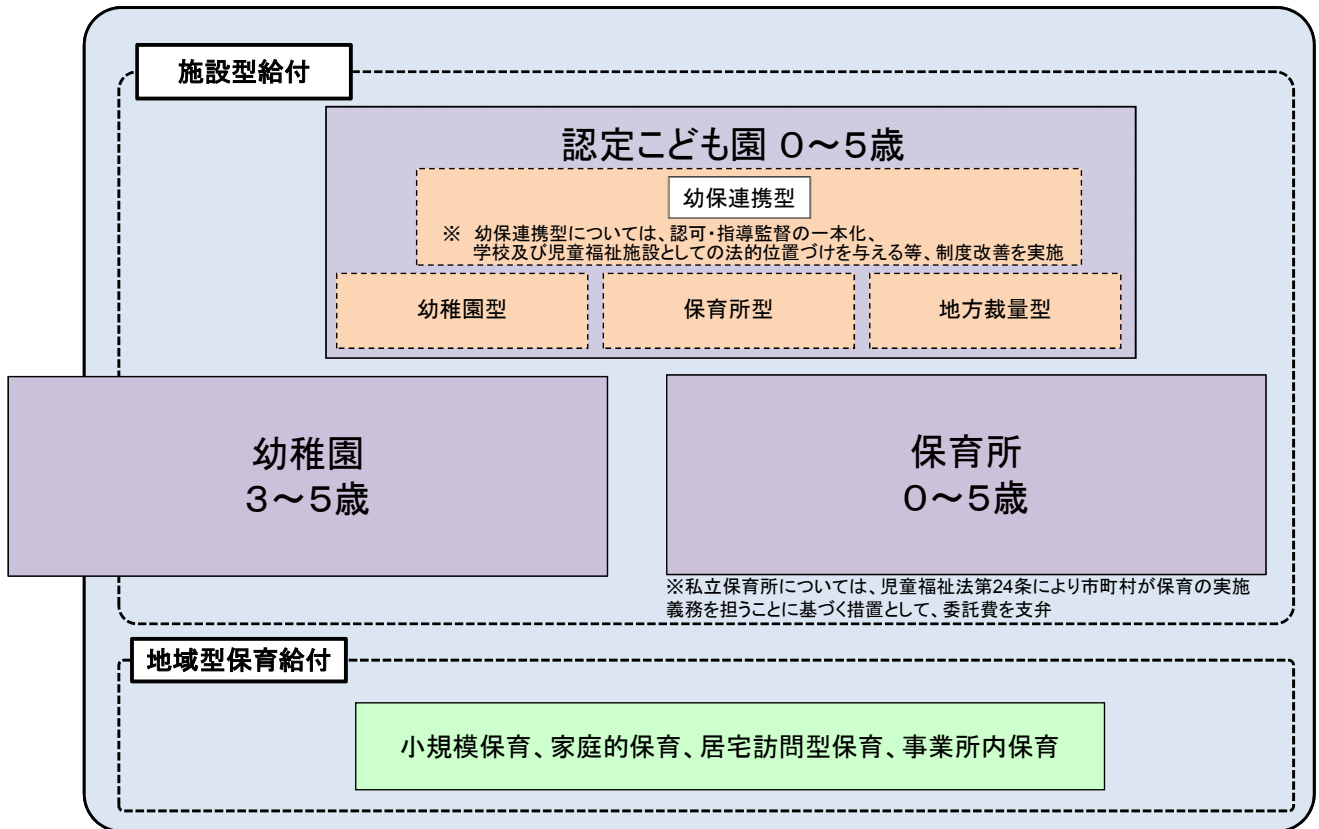
- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

- 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～



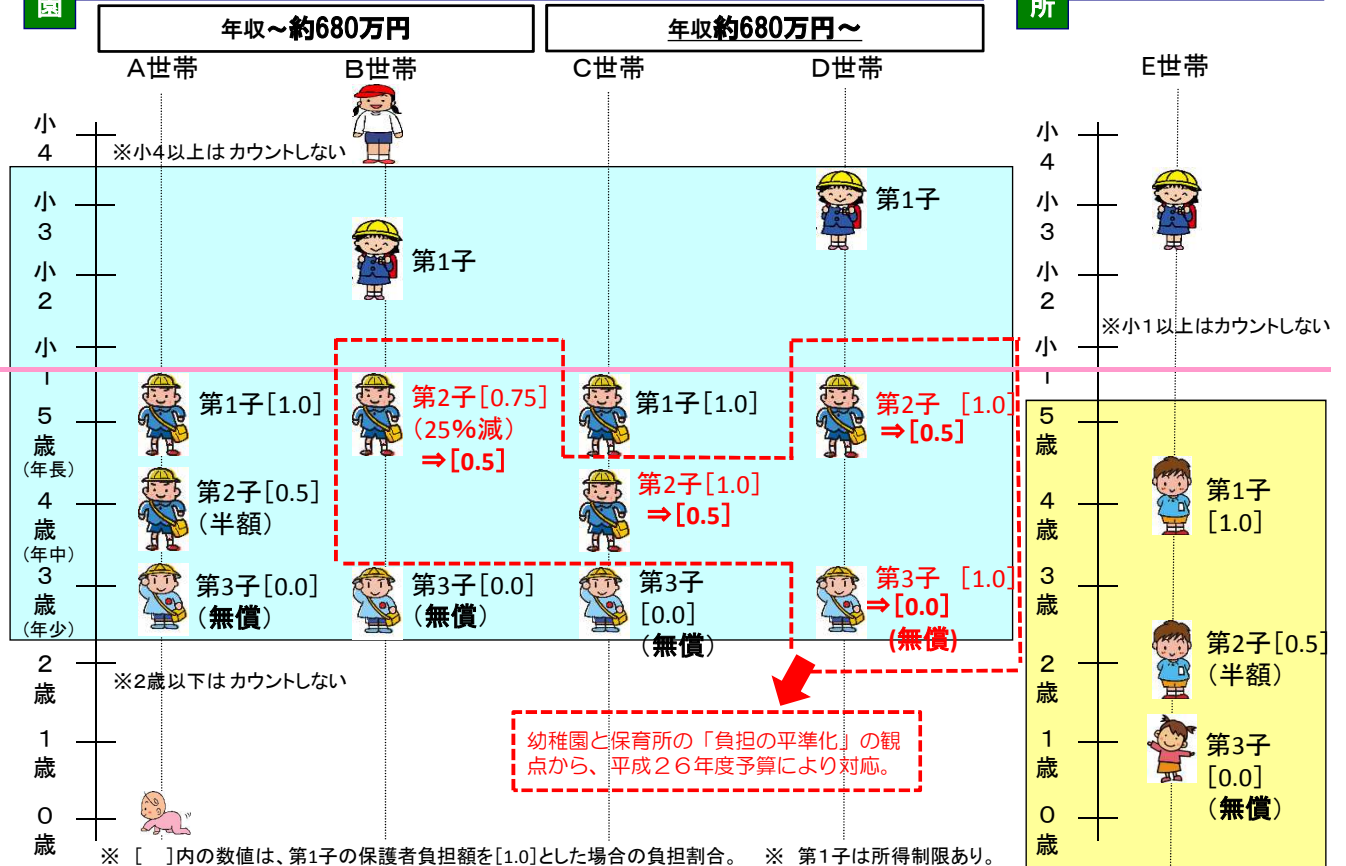
多子世帯の保護者負担の軽減（幼稚園と保育所との比較）

幼稚園

所得制限：原則あり（年収約680万円程度まで）
※第2子、第3子以降の所得制限を撤廃（平成26年度～）

保育所

所得制限：なし
（全世帯が対象）



幼児教育を無償化する場合の年齢別所要額（推計）

（単位：億円）

	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	私立保育所	合計
3歳児	約30	約990	約650	約970	約2,650
4歳児	約80	約1,140	約640	約720	約2,590
5歳児	約100	約1,170	約630	約710	約2,610
合計	約220	約3,300	約1,920	約2,400	約7,840

- ※ 平成25年度政府予算ベースで推計した追加公費について、年齢別人数比（平成25年度予算ベース）を基に算定。
- ※ 保育所の4歳以上児の内訳は、平成23年度社会福祉施設等調査の4歳児・5歳児の割合を乗じて算定。
- ※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

出典：幼児教育無償化に関する関係関係・与党実務者連絡会議資料（平成25年6月6日）

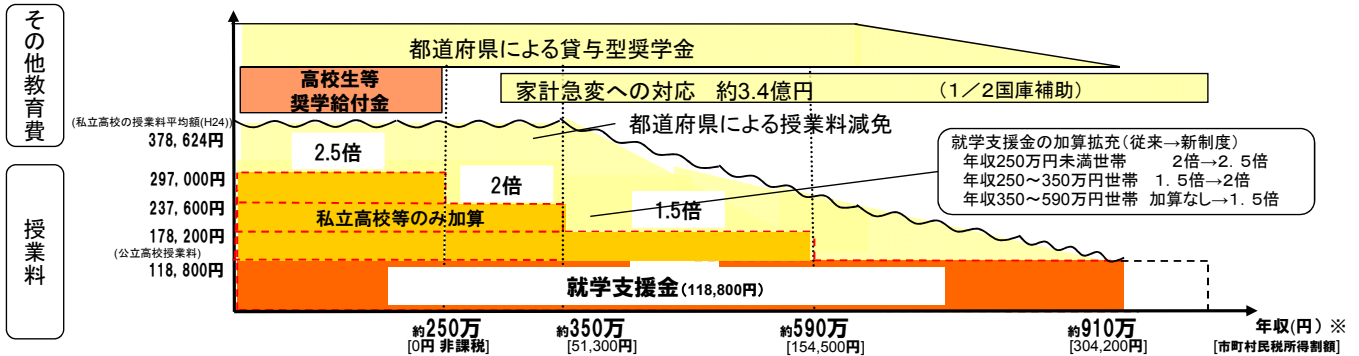
高校生等への修学支援

高等学校等就学支援金制度（新制度）

平成26年度予算額 3,868億円（平成25年度予算額 3,950億円）

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担軽減を図る。 ※新制度は新1年生のみ対象

- ◆対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校。（海外の日本人学校等の高校生に対しても別途予算による同等の支援を行う（0.4億円））
- ◆支給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しないこととしている。
- ◆私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。



高校生等奨学給付金

平成26年度予算額 28億円【新規】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を交付する（1/3国庫補助）。

- ◆生活保護受給世帯（通信制に在学する者を除く）
国公立：年額32,300円 / 私立：年額52,600円 ※修学旅行費相当額
- ◆第1子の高校生等がいる世帯 ※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額
国公立：年額37,400円 / 私立：年額38,000円
- ◆23歳未満の扶養されている兄・姉と第2子以降の高校生等がいる世帯
国公立：年額129,700円 / 私立：年額138,000円 ※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費相当額

高校教育を低所得世帯の生徒を対象に無償化する場合の所要額（推計）

＜私立高校の授業料平均額（約38万円）まで支給した場合の追加費用＞

（単位：億円）

年収約250万円 未満世帯	年収約250～350万円 未満世帯	年収約350～590万円 未満世帯
約110	約110	約590

上記のほか、年収約250万円未満世帯について、授業料のほか施設整備費平均額（約17万円）を併せて支給した場合の追加費用は約230億円。

- ※ 私立高校の授業料平均額に、世帯所得別生徒数（平成26年度予算ベース）を乗じて算定。
- ※ 私立高校の授業料平均額及び施設整備費平均額は、平成24年度私立高等学校等授業料等の調査による。
- ※ 現行制度は、国公私立高校等の年収約910万円未満世帯の生徒を対象に高等学校等就学支援金を支給している。公立高校については、授業料相当額（118,800円）を、私立高校については、低所得世帯の生徒に対しては、所得に応じたその額を1.5～2.5倍した額を支給している。

奨学金事業の充実

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心できる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、日本人学生の海外留学のための奨学金制度の充実、②真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、奨学金制度の改善充実を図る。

【対象となる学生等】

- (1) 無利子奨学金
大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程
- (2) 有利子奨学金
大学、短大、大学院、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程

平成26年度予算
貸与人員：140万9千人
事業費総額：1兆1,745億円

無利子奨学金の貸与人員の増員

◇低所得世帯の学生等へ無利子奨学金を貸与するため、貸与人員の増員等を図るとともに、将来グローバルに活躍する日本人学生等が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための奨学金制度の充実を図る。

＜貸与人員＞

無利子奨学金 45万2千人（2万6千人増[※]）、（有利子奨学金 95万7千人（6万人減））
※うち新規貸与者の増員分 1万2千人（うち被災学生等分4千人）

真に困窮している奨学金返還者の救済

◇延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ[※]、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長、返還期限猶予制度等の適用基準の緩和、延滞者への返還期限猶予制度の適用を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を一層講じる。

※平成26年4月以降に生じる延滞金から適用

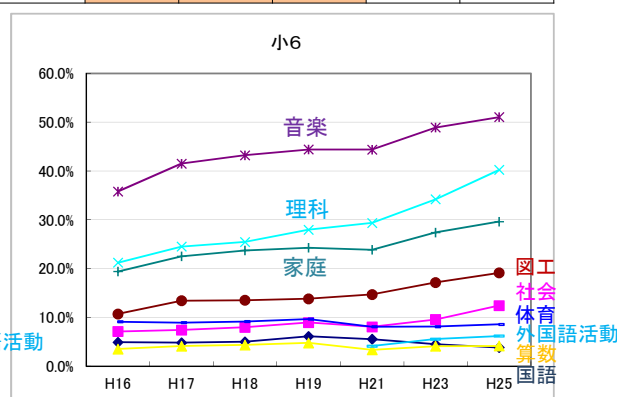
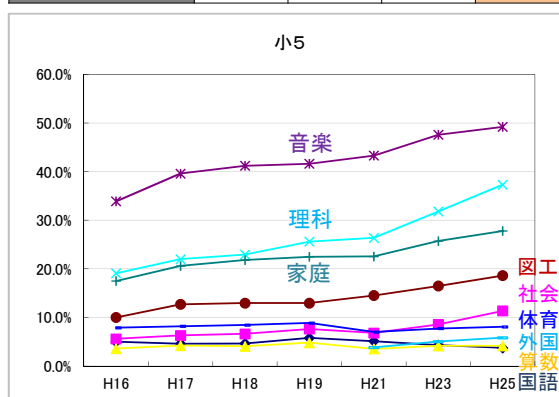
区 分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸 与 人 員	45万2千人（2万6千人増）	95万7千人（6万人減）
事 業 費	3,068億円（156億円増）	8,677億円（393億円減）
	うち 一般会計 復興特会 財政融資資金 744億円 [うち復興特会 68億円]	財政融資資金 8,596億円
貸 与 月 額	学生が選択 （私立大学自宅通学の場合） 3万円、5、4万円	学生が選択 （大学等の場合） 3、5、8、10、12万円
貸 与 基 準	学 力 ・高校成績が3.5以上（1年生） ・大学成績が学部内において 上位1/3以内（2年生以上）	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家 計 ・907万円以下 【私大・4人世帯・自宅：給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	1,223万円以下 【私大・4人世帯・自宅：給与所得者の場合】
返 還 方 法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入（年収300万円）を得るまでは返還期限を 猶予【所得連動返還型】	卒業後20年以内（元利均等返還）
貸 与 利 率	無 利 子	上限3%（在学中は無利子） 学生が選択（平成26年3月現在）
		利率見直し方式 （5年毎）0、2.0%

※より低所得の世帯の学生等に無利子奨学金を重点的に配分するため、貸与基準の見直し（給与所得控除の引き下げ）を行うこととしている（平成27年度採用者から見直し後の基準を適用予定）。

3. 学校段階間の連携、 一貫教育等

教科等の担任制の実施状況(小学校)(平成25年度)

学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 このでの教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。
(教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。)

研究開発学校等における小中一貫教育と学年の区分

教育課程の特例制度を利用して学習指導要領等によらない教育課程を編成している研究開発学校・教育課程特例校のうち、6-3以外の学年の区切りを実施しているものの内訳は以下のとおり

学年区分	合計	国立	公立	私立
6-3(従来の区分から変更なし)	34件(807校)	3件(11校)	29件(792校)	2件(4校)
4-3-2	11件(127校)	1件(2校)	9件(123校)	1件(2校)
5-4	1件(2校)	-	1件(2校)	-
5-2-2	1件(2校)	-	1件(2校)	-
その他 (一部の教科のみ実施、幼・高と連携等)	7件(22校)	1件(2校)	5件(18校)	1件(2校)
合計	54件(960校)	5件(15校)	45件(937校)	4件(8校)

※上記の取組は、学校や地域の特性を活かした教科を新設することなどにより小中連携を推進するもの
 ※平成25年4月1日現在(実施報告書等から作成)

(参考)平成25年度学校数(平成25年5月1日現在)
 小学校:21,131校 中学校:10,628校

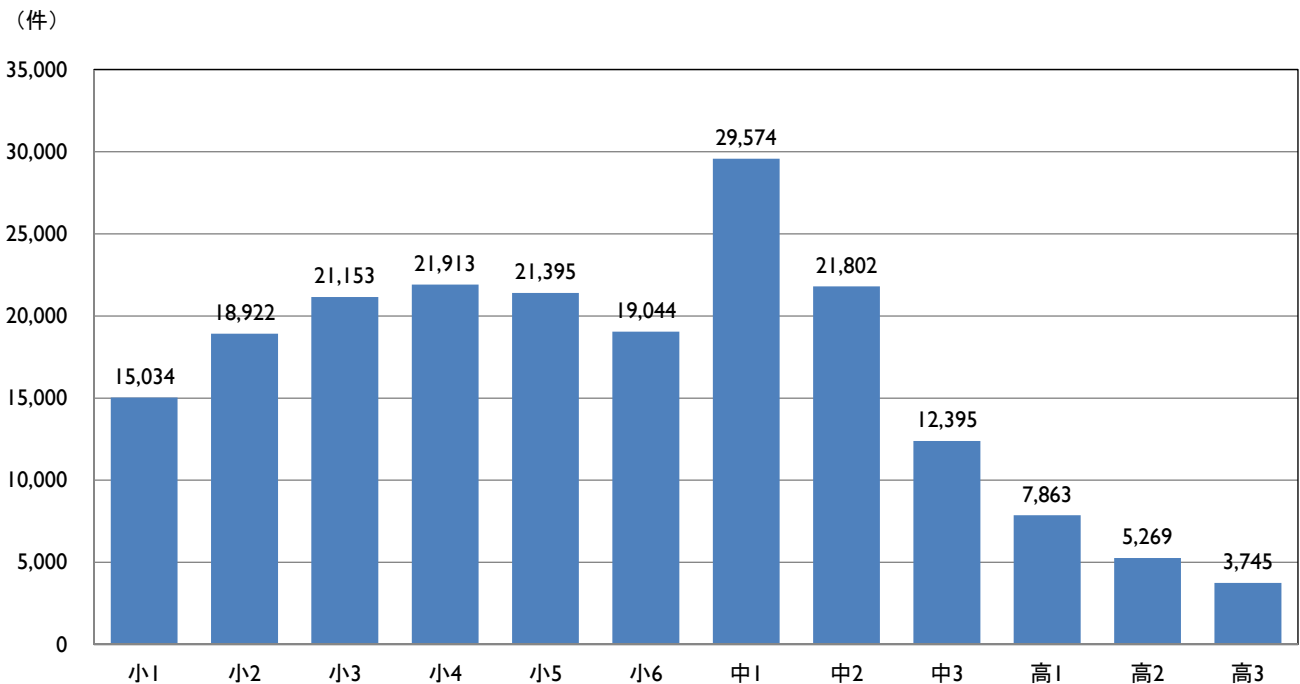
<研究開発学校>

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度【指定期間は原則3年間】

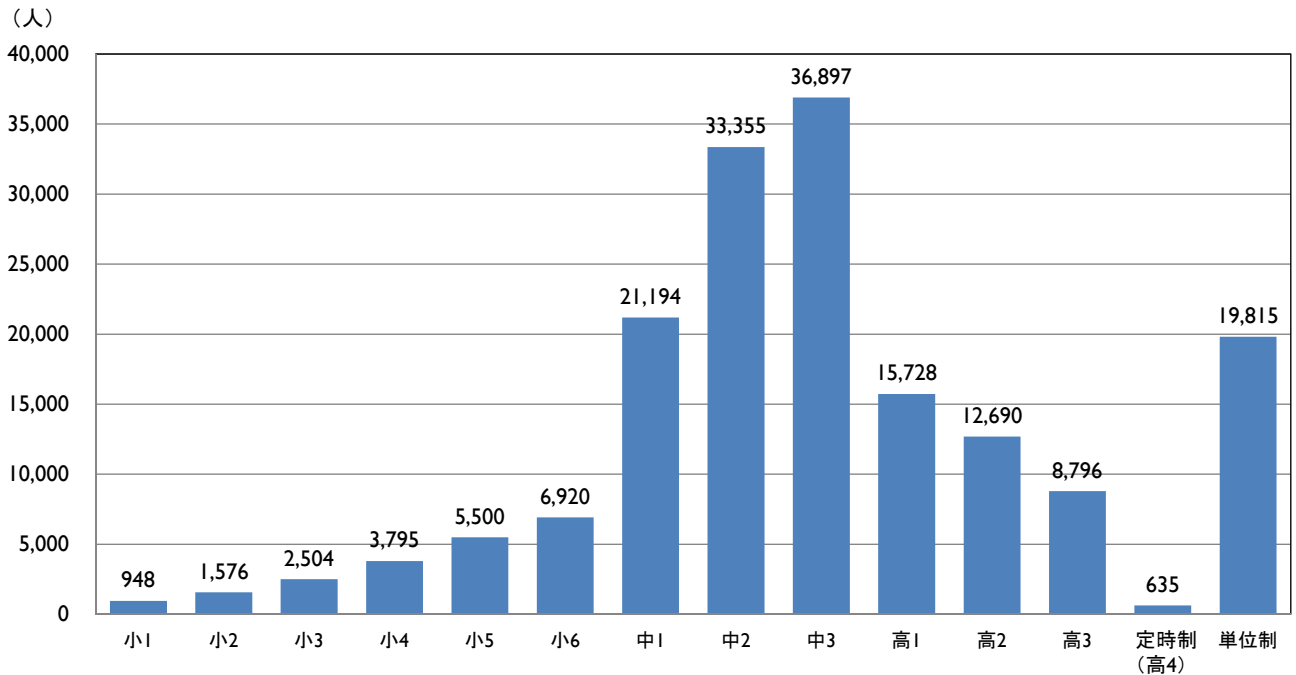
<教育課程特例校>

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度【構造改革特別区域研究開発学校を全国展開(平成20年度~)】

学年別いじめの認知件数



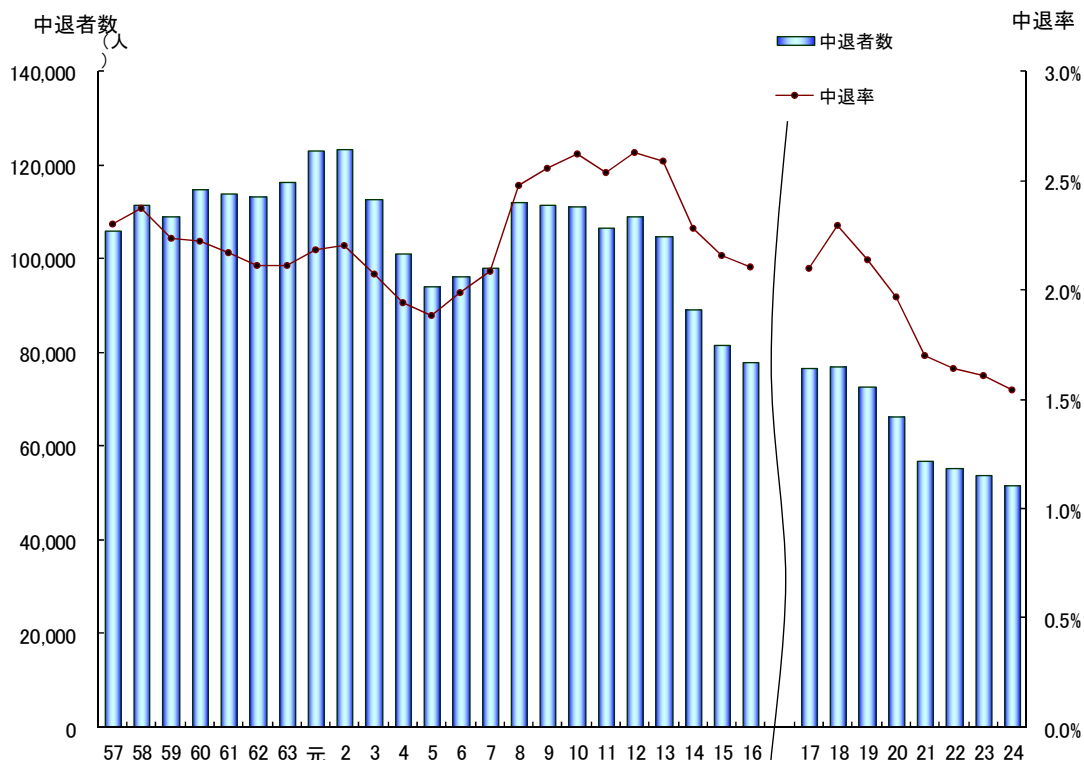
学年別不登校児童生徒数



出典：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

高等学校における中途退学者数と中途退学率の推移

平成24年度中途退学者数:51,781人 (前年度:53,869人)(国公私)



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査
 (注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合
 (注3) 平成22年度調査結果には、東日本大震災の影響により回答不能であった学校等は含んでいない。

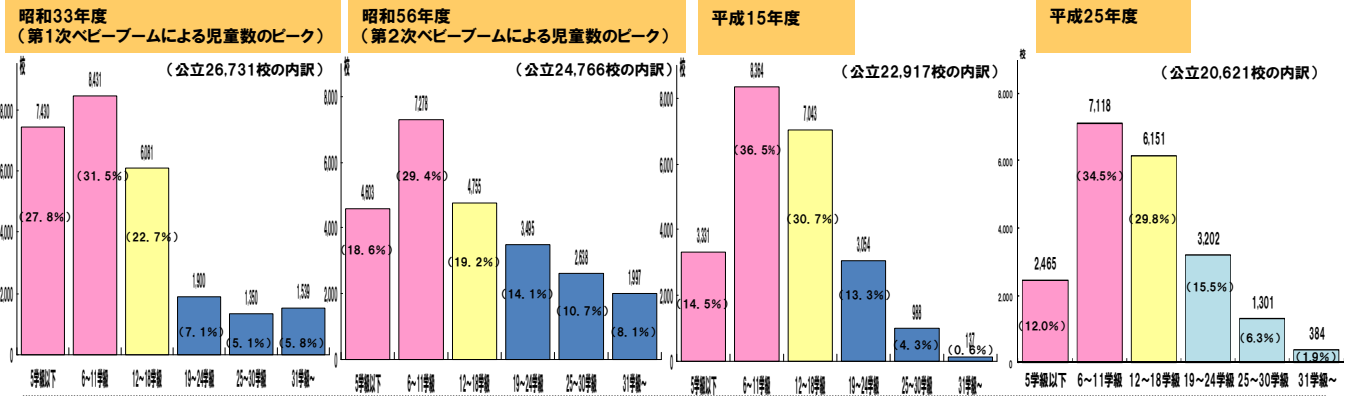
出典：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

近年の公立学校の学校規模の推移

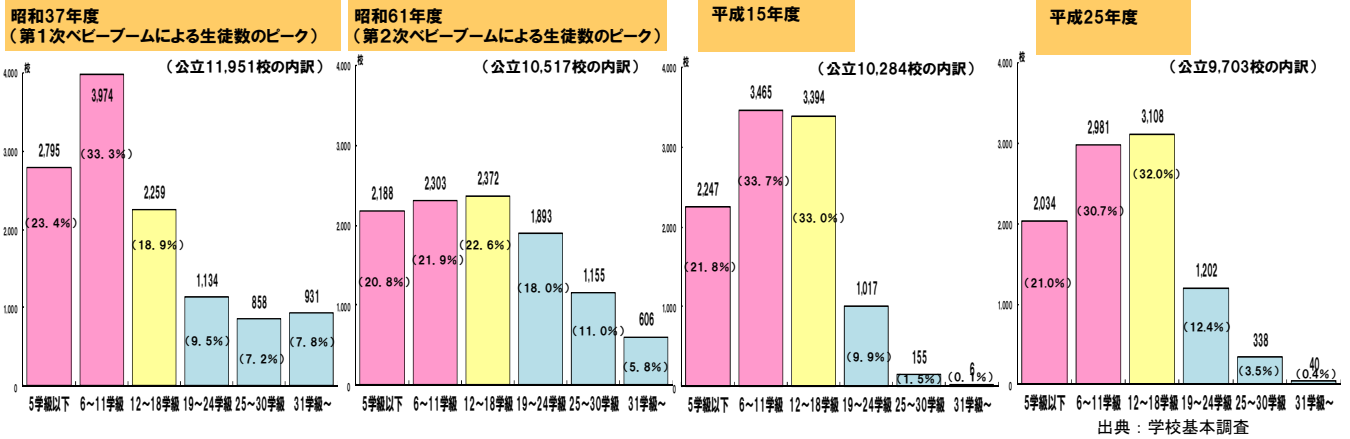
学校統合等によって、5学級以下の小規模学校は減少傾向にある。

小学校

※グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合
※本校(公立)のデータ



中学校



4. 職業教育、大学への編入学等

専門高校の概要

専門高校とは、高等学校のうち農業、工業などの職業教育を主とする学科を設置する学校であり、高等学校全体の約2割に当たる生徒が在籍。専門高校は地域の産業・社会を支える技術者・技能者の育成など、我が国の産業経済の発展に重要な役割を果たしてきている。

(高等学校に関する規定)

〈目的〉 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す(学校教育法第50条)

〈修業年限〉 全日制は3年、定時制・通信制は3年以上

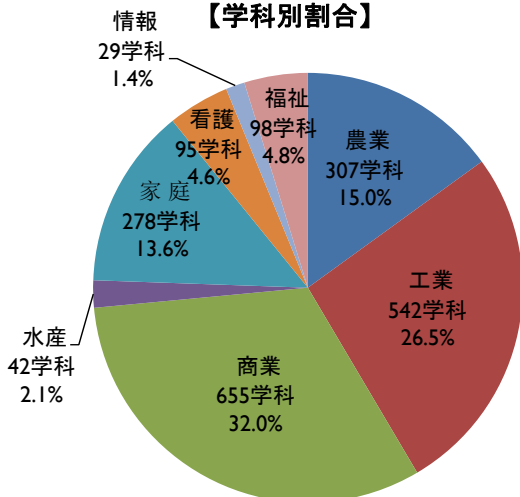
〈入学資格〉 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

〈設置基準〉 高等学校設置基準(平成16年3月31日文部科学省令第20号)

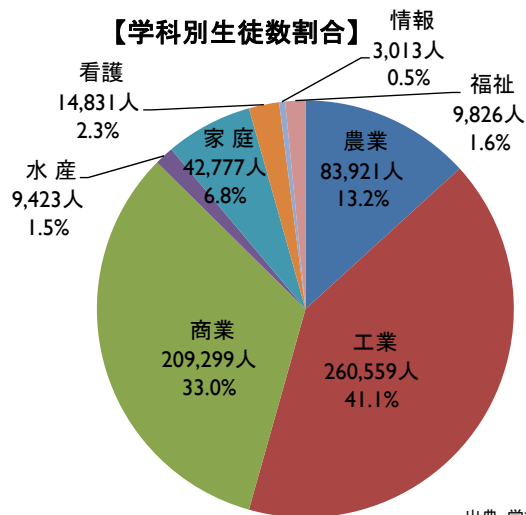
【学校数、在籍生徒数の現状(平成25年度)】

区分	生徒数 (人)	比率 (%)	学科数	学校数	
				単独 学科	複数 学科
合計	3,310,820		6,800	3,566	1,415
普通科	2,398,261	72.4	3,833	2,641	0
職業学科 (専門高校)	633,649	19.1	2,046	627	1,379
その他専門 学科	105,231	3.2	566	42	0
総合学科	173,679	5.2	355	256	36

【学科別割合】



【学科別生徒数割合】



出典: 学校基本調査

高等学校専攻科の概要

- (1) 目的 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)
- (2) 修業年限 1年以上
- (3) 入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (4) 設置基準 専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。

(5) 設置数

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する 高校数(A)	3,857	311	550	677	42	285	95	29	102	5,948
専攻科を設置する 高校数(B)	3	7	19	1	26	3	76	0	3	138
専攻科の在籍生徒数	125	230	468	19	545	138	6,726	0	82	8,333
設置割合(B/A) (%)	0.1%	2.3%	3.5%	0.1%	61.9%	1.1%	80.0%	0.0%	2.9%	2.3%

※ 通信制課程は除く。

<専攻科における設置目的>

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。(文部科学省調査)

[主な取得資格の例]

- 農業科…家畜人工授精師、造園技能士
- 工業科…第一種電気工事士、二級建築士、
二級自動車整備士
- 商業科…簿記検定1級、情報処理技術者試験
- 水産科…三級海技士、一級小型船舶操縦士
- 家庭科…調理師
- 看護科…看護師国家試験受験資格
- 福祉科…介護福祉士国家試験受験資格

<専攻科における教育の例>

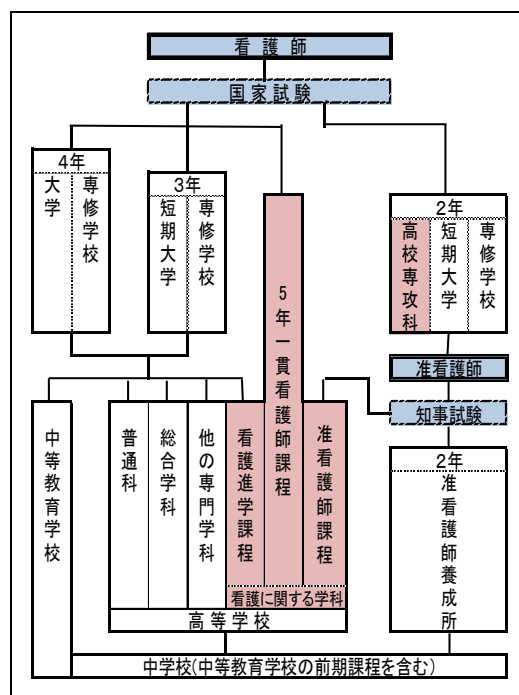
- 看護に関する専攻科
高校(本科)では准看護師の受験資格を得ることができ、専攻科では看護師の受験資格を得ることができる。

専攻科のみの課程と平成14年に創設された5年一貫の看護師課程がある。
① 高等学校を卒業した准看護師が看護師資格を目指す
看護師2年課程(専攻科2年間)
② 5年一貫看護師課程(本科3年間+専攻科2年間)
- 水産に関する専攻科
高校(本科)では5級、4級海技士の資格の取得を目指す、専攻科では3級海技士の資格の取得を目指す。

3級海技士免許取得には、高等学校では専攻科の課程を含め5年以上とされている。(本科3年間+専攻科2年間)

※海技士:船舶職員(航海士、機関士等)となるために必要な資格。
主として、5級、4級海技士の資格は国内航海、3級の資格は国際航海

(参考) 看護師養成教育の概要



高等専門学校の概要

<目的> 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する(学校教育法第115条)

<修業年限> 5年、商船に関する学科は5年6月

<入学資格> 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は
文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

<設置基準> 高等専門学校設置基準(昭和36年8月30日文部省令第23号)による

【設置者別学校数、在籍者数等の状況、学科系別入学定員(平成25年度)】

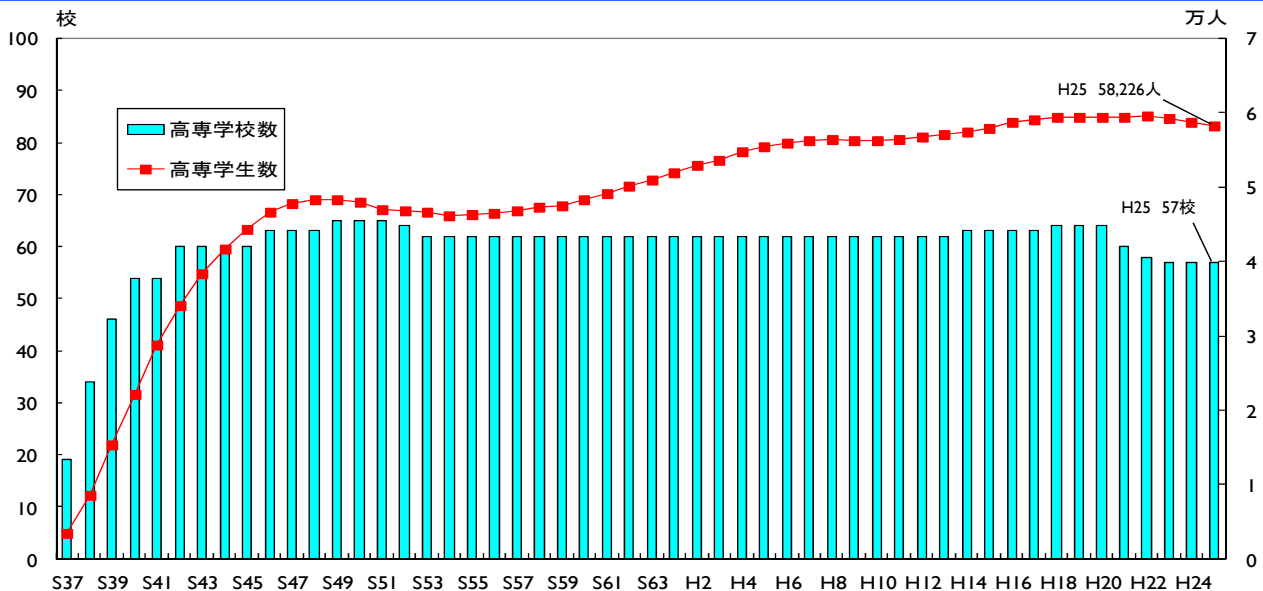
	学校数	学科数	入学定員	在学生数	専攻科学生数
国立	51	232	9,400	49,184	3,007
公立	3	7	720	3,680	198
私立	3	8	460	2,000	55
計	57	247	10,580	54,864	3,260

	工学						商船	工学・商船 以外	計
	機械系	電気・ 電子系	情報系	化学系	建設・ 建築系	その他			
学科数	57	71	38	31	37	5	5	3	247
入学定員	2,325	2,885	1,525	1,240	1,480	805	200	120	10,580

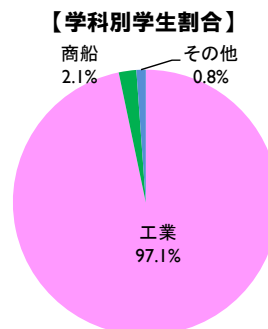
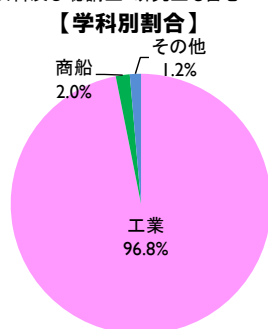
- (注) 1. 募集停止中の学科を除く。
2. 工学の「その他」は、デザイン、総合工学、総合システム工、ものづくり工、生産システム工の各学科である。
3. 工業・商船以外は、経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各学科である。

出典: 学校基本調査及び文部科学省調べ

高等専門学校の学校数・学生数の推移/学科別割合



※学生数には専攻科及び聴講生・研究生も含む



出典: 学校基本調査及び文部科学省調べ

専修学校の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月に従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることとした。

2. 目的、課程及び主な要件

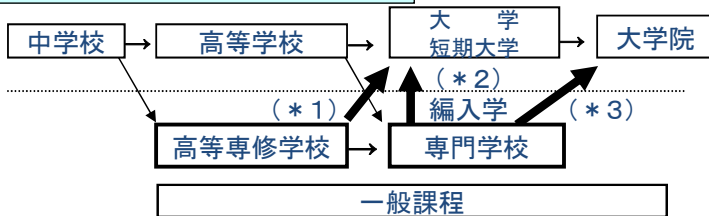
目的	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)		
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在學生等		
課程	高等課程 (高等専修学校) 入学資格：中学校卒以上	専門課程 (専門学校) 入学資格：高校・高等専修学校 (3年制) 卒以上	一般課程 入学資格：限定なし (学歴不問)

※ 各種学校：修業年限1年以上(簡易なものは3ヶ月以上)、年間授業時数680時間以上(入学資格：限定なし)

3. 修了者に対する称号の付与

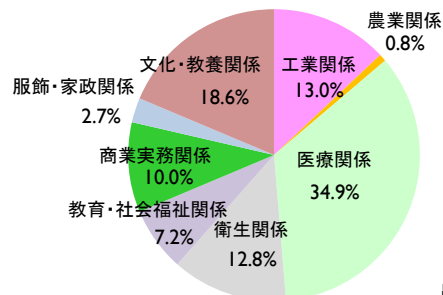
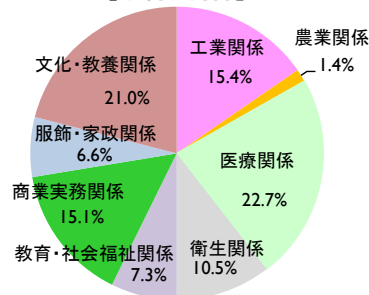
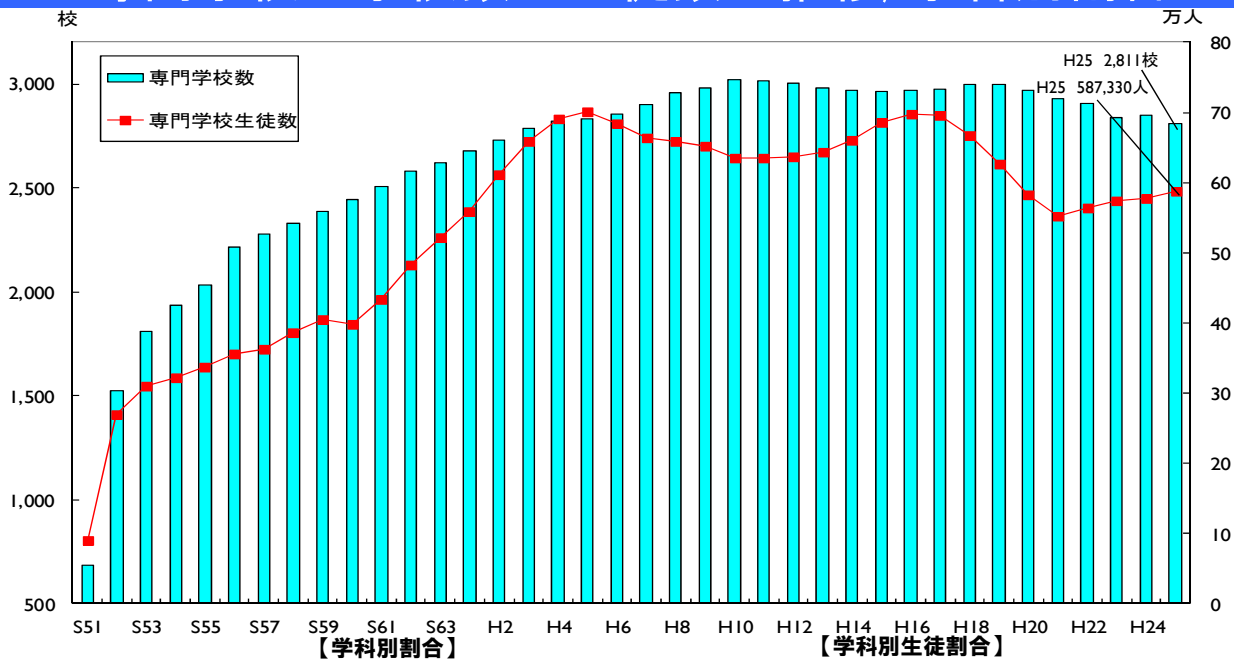
修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」の称号、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号が付与される。

4. 他の高等教育機関との連携



一定の要件(修業年限、総授業時数等)を満たす専修学校の修了者については、
 (*1) 高等専修学校から大学への入学資格
 (*2) 専門学校から大学への編入学
 (*3) 専門学校から大学院への入学資格
 がそれぞれ認められる。

専門学校の学校数・生徒数の推移/学科別割合



出典：学校基本調査

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月：「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

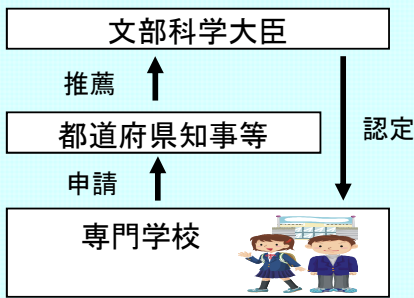
平成25年8月30日：

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日：

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。

認定要件等



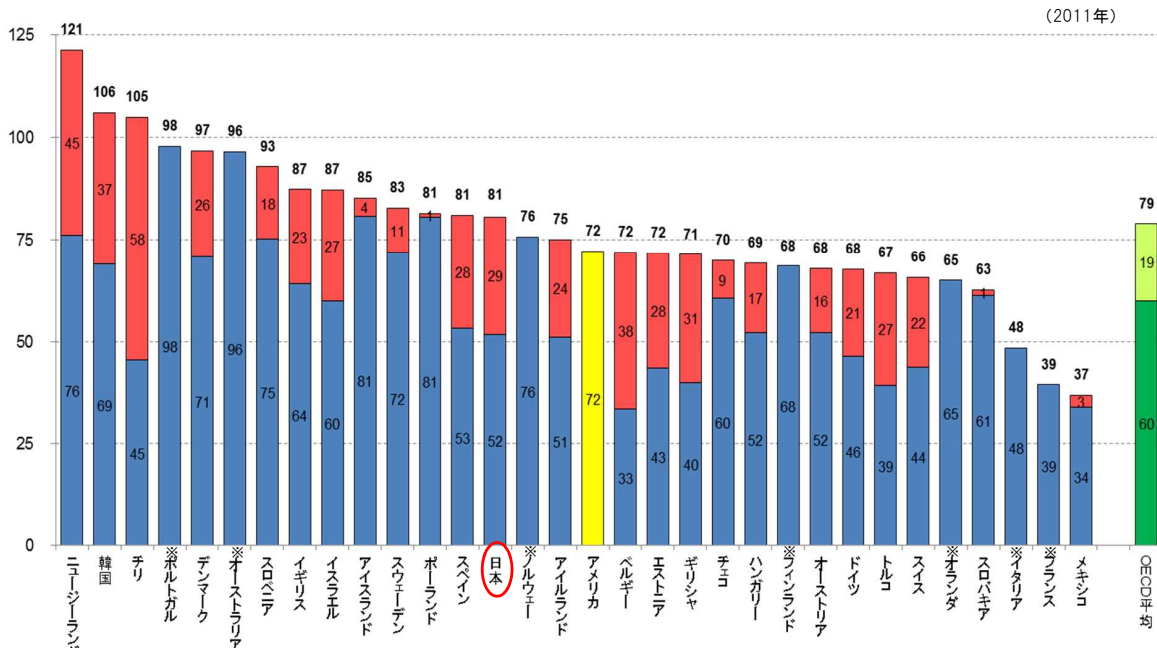
【認定要件】

- 修業年限が**2年以上**
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

高等教育進学率の国際比較

- ・日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない。(日本:1995年 31% → 2000年 40% → 2011年 52% OECD:60%)
- ・非大学型高等教育(短大、高専、専門学校)進学率も合わせると、日本の高等教育進学率はOECD平均並。(日本:81% OECD:79%)

■ 非大学型高等教育機関：大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラム。通算教育年数はフルタイムで2年以上。
 ■ 大学型高等教育機関：主として理論中心・研究準備型プログラムで、博士課程へ進学したり、高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得するもの。
 通算教育年数はフルタイムで3年以上（一般的には4年以上。）



(注)
 ・このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
 ・アメリカのデータは、「大学型」と「非大学型」を合計した数値。
 ・※印は、「非大学型」について、無視できる程度の数値であるか、分類に当てはまらない国

大学へのいわゆる「飛び入学」について

※ いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。

制度概要

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高校に2年以上在学したこと

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

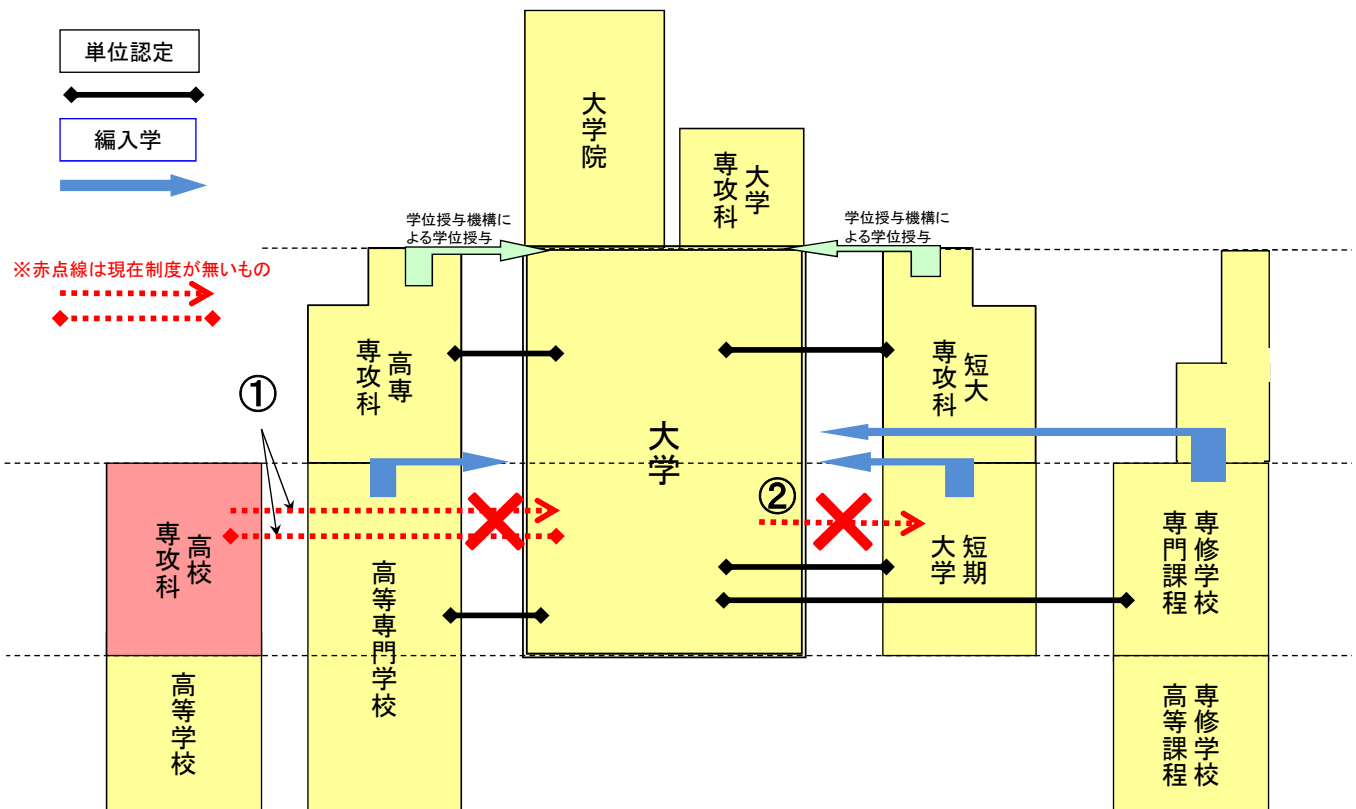
経緯

- ・平成9年 数学又は物理学の分野に限定して大学への「飛び入学」を制度化(学校教育法施行規則の改正)
- ・平成13年 対象分野の制限を撤廃・学校教育法上の位置付けを明確化(学校教育法の改正)

大学への「飛び入学」の実施状況

	制度導入年度	平成26年度入学者	累積入学者数
千葉大学(国立)	平成10年度	4人	76人
名城大学(私立)	平成13年度	0人	26人
昭和女子大学(私立)	平成17年度 (26年度より停止)	0人	1人
成城大学(私立)	平成17年度	1人	2人
エリザベト音楽大学(私立)	平成17年度	0人	1人
会津大学(公立)	平成18年度	0人	4人
日本体育大学(私立)	平成26年度	1人	1人

大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状

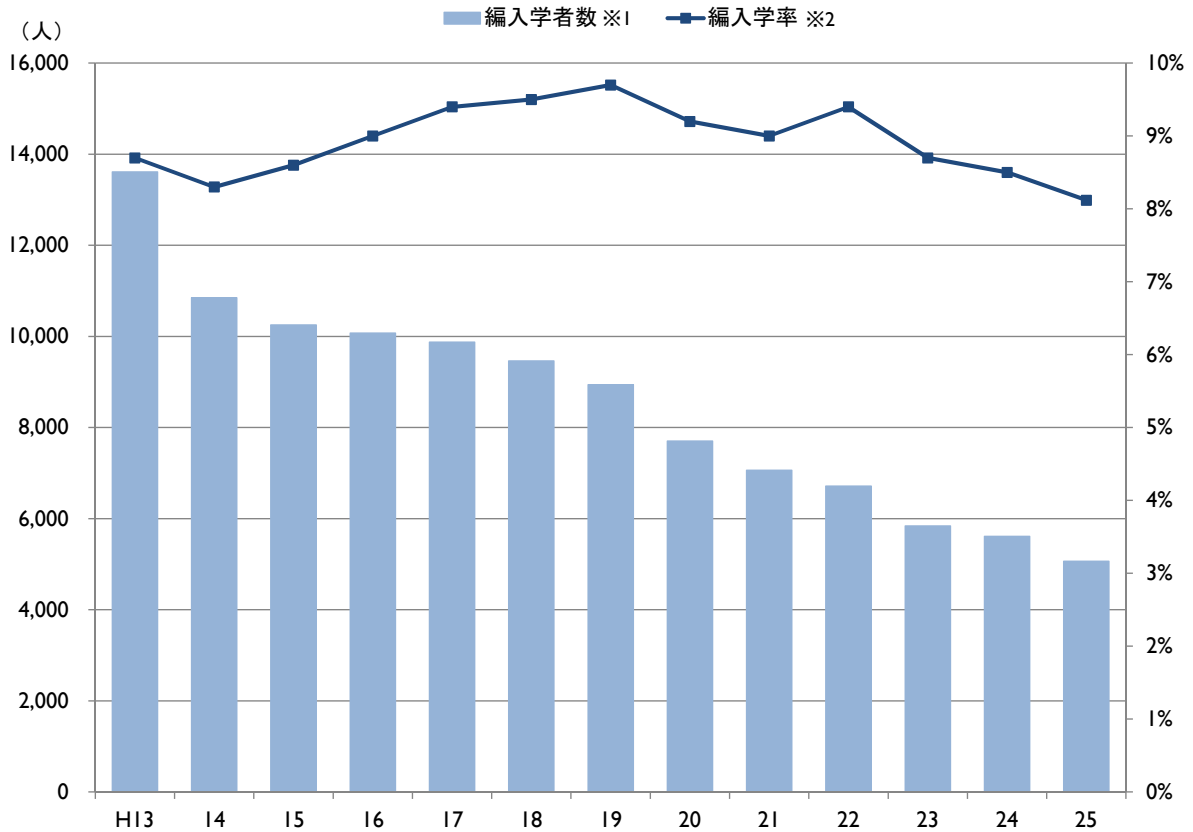


※ ①高等学校専攻科における学修の単位認定、編入学

②大学から短期大学への編入学

※ なお、簡略化のため、上図は教育機関相互における全ての単位認定、編入学の関係を記載しているものではない。

短期大学から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移

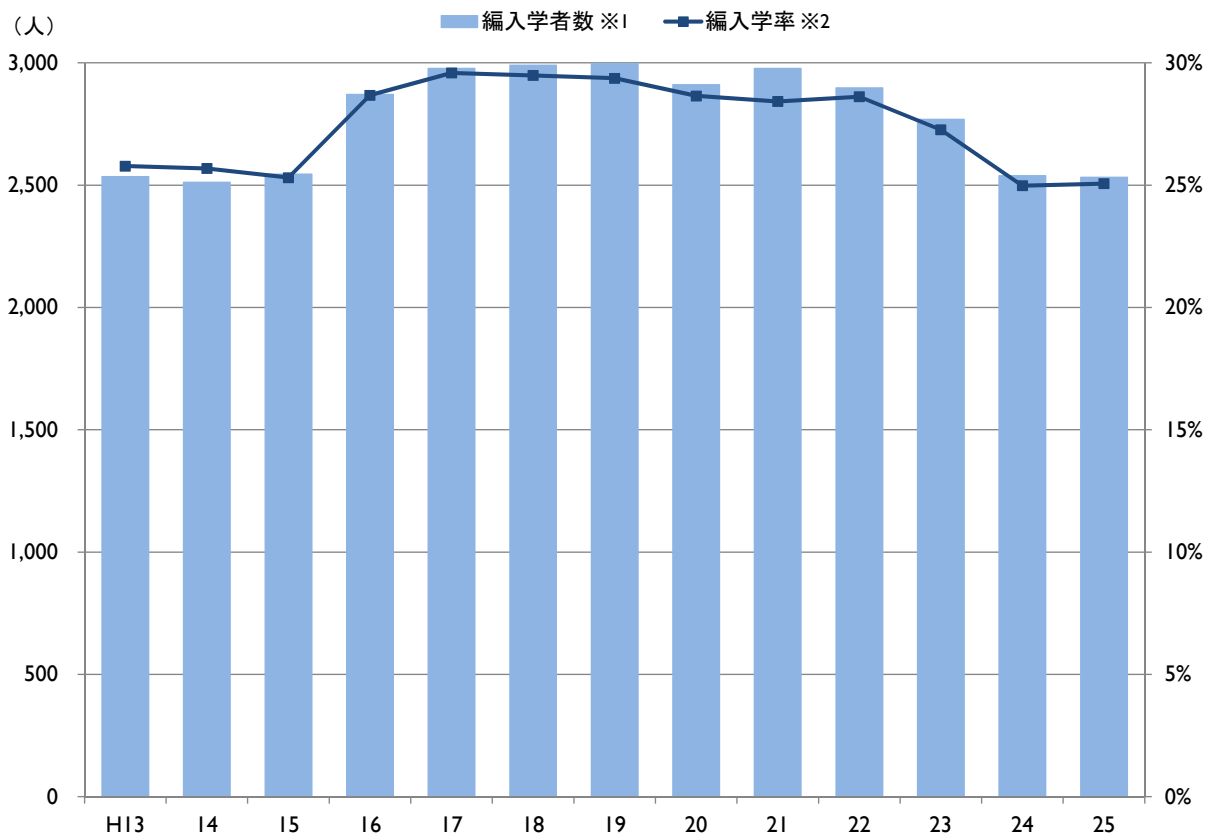


※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

※2 短期大学卒業者数に占める編入学者数の割合

出典：学校基本調査

高等専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移

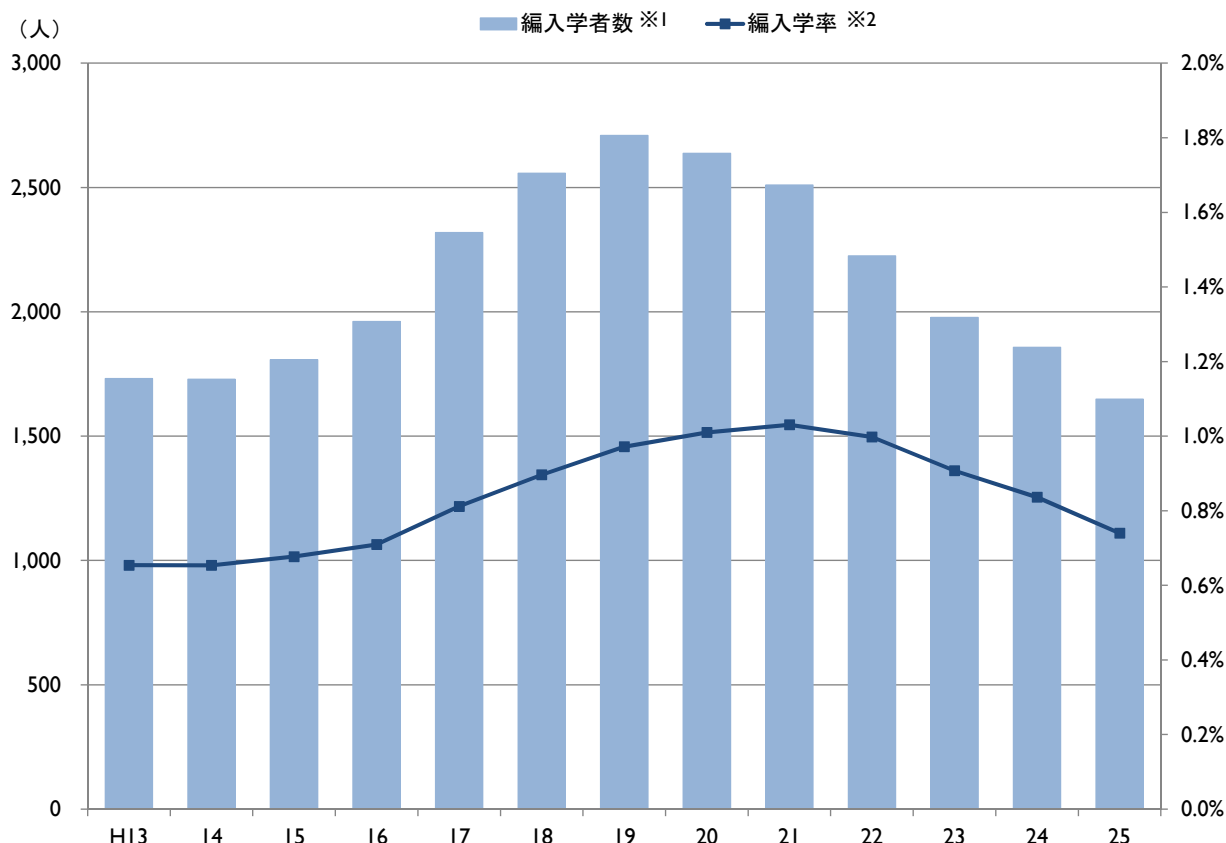


※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

※2 高等専門学校卒業者数に占める編入学者数の割合

出典：学校基本調査

専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移



※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

※2 専門学校卒業生数に占める編入学者数の割合

出典：学校基本調査

省庁系大学校

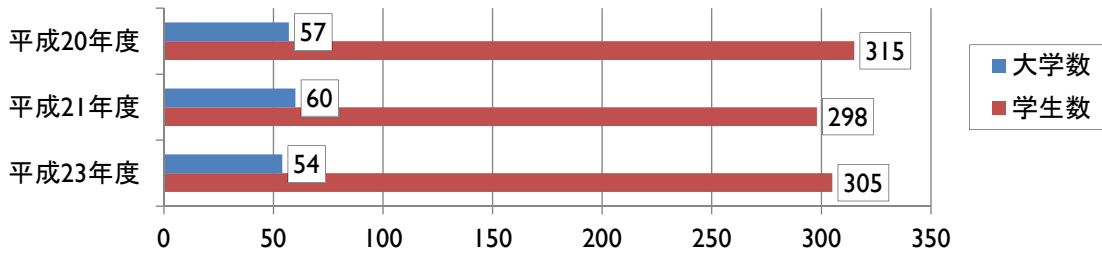
		大学校名	主たる目的	主な課程の修了年限	
高等学校卒業程度対象	(4年制課程)	防衛大学校	幹部自衛官の育成	4年	
		防衛医科大学校	幹部自衛官(医師等)の育成	医学科6年 看護学科4年	
		海上保安大学校	海上保安庁の幹部職員等の教育訓練	4年	
		気象大学校	気象庁の幹部候補生の養成	4年	
		水産大学校	水産業を担う人材の育成	4年	
		国立看護大学校	先端医療等で活躍できる看護師、助産師の育成	4年	
		職業能力開発総合大学校	職業訓練指導員の養成・研修	4年	
		職業能力開発大学校(10校)	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	4年 2年	
		(2年制課程)	職業能力開発短期大学校(14校)	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	2年
			海技短期大学校(3校)	航海士・機関士等の養成	2年
短大卒業程度対象	海技大学校		船舶運航技能等の教授	2年	
	航空大学校	エアライン・パイロットの養成	2年		

■このほか、各府省庁や自治体の職員を対象にした教育訓練・研修機関として、警察大学校、税務大学校、自治大学校、消防大学校、国土交通大学校、航空保安大学校、労働大学校がある。

大学・大学院の早期卒業者数

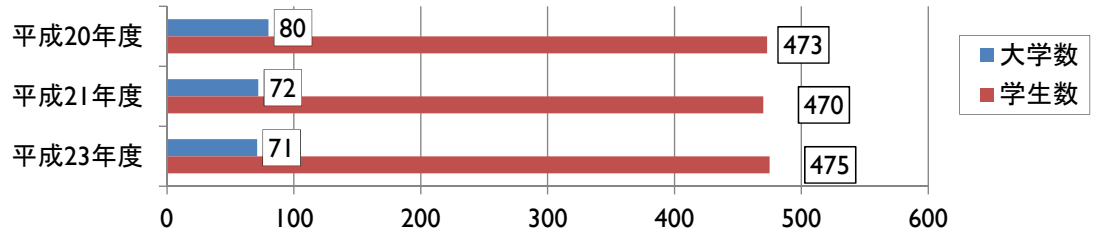
<早期卒業の状況(学部)>

●早期卒業の状況(実績)

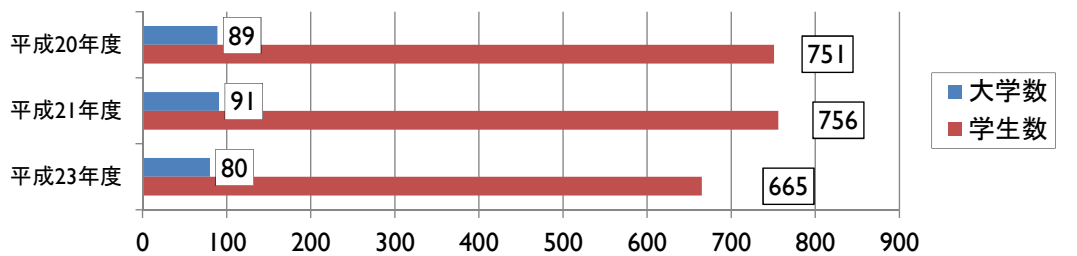


<早期修了の状況(大学院)>

●修士課程の早期修了の状況(実績)



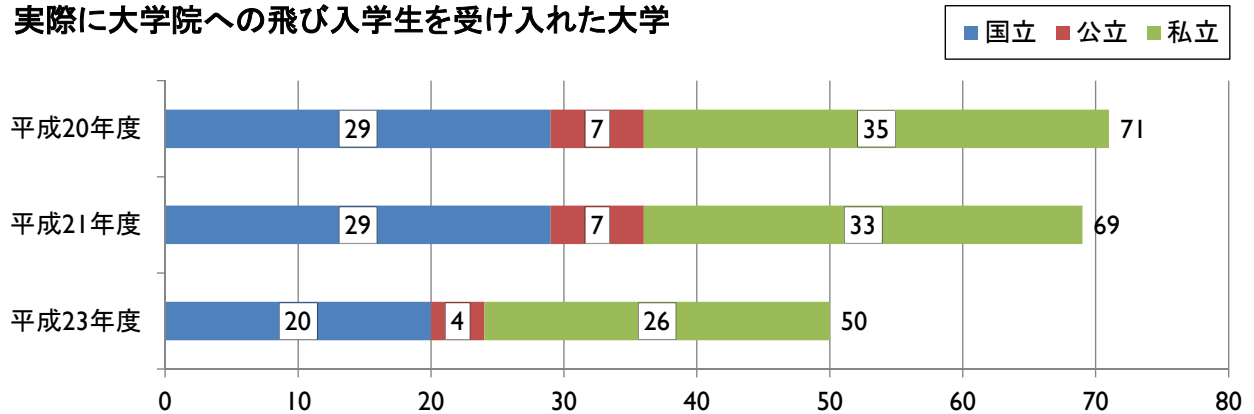
●博士課程の早期修了の状況(実績)



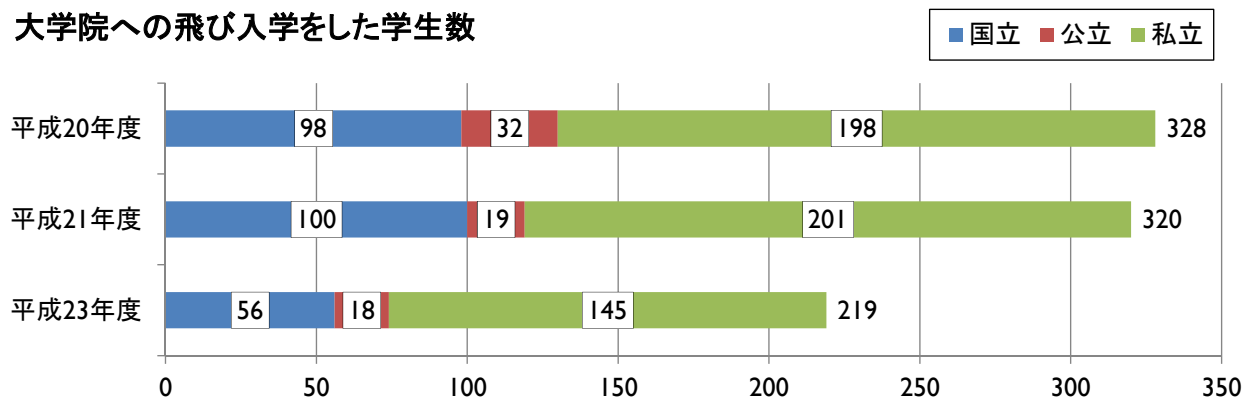
(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。 出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成23年度)」

大学院への飛び入学の実施状況

実際に大学院への飛び入学生を受け入れた大学



大学院への飛び入学をした学生数



(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成23年度)」

5. 教員免許、養成、採用、配置等

教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を發揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた
都道府県内

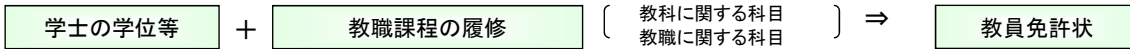
・臨時免許状 }

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。



② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元~H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件

(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。**

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件

(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	△※3	×	△※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

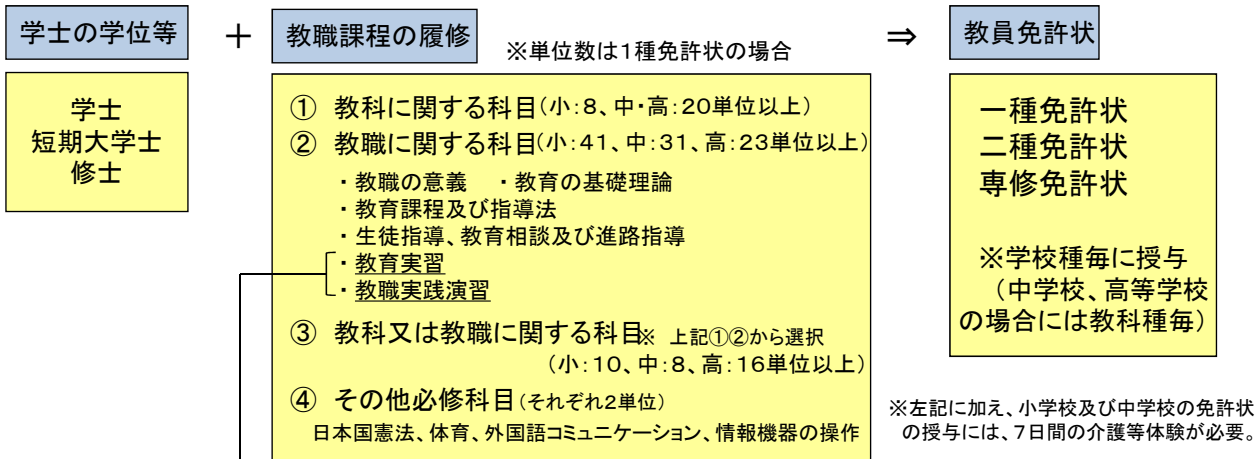
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△※4	×	△※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



【教育実習】 ← → 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。
必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。

免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校 教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

(授業方法)
講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯

昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位
平成元年 幼小:5単位、中高:3単位
平成10年 幼小中:5単位、高3単位



※教育実習を長期化する際の留意点

- ①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多岐必要)。
- ②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

教諭の他校種免許状の所有状況

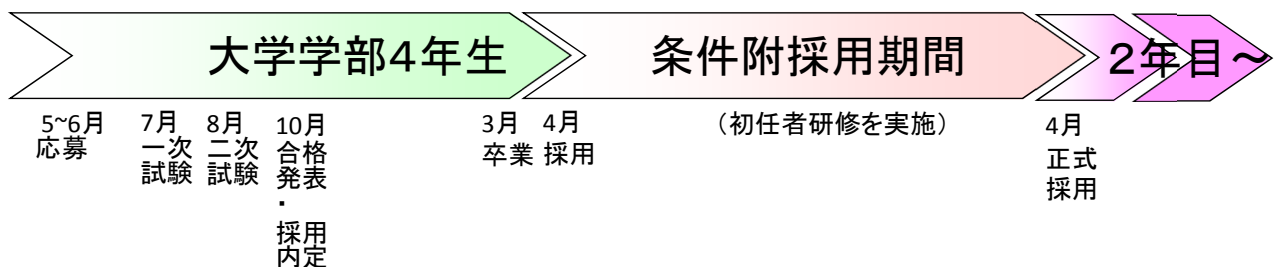
幼稚園教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
小学校免許	8.9%	幼稚園免許	23.7%	幼稚園免許	1.7%	幼稚園免許	0.3%
中学校免許	1.4%	中学校免許	61.8%	小学校免許	26.9%	小学校免許	4.9%
高等学校免許	1.0%	高等学校免許	45.3%	高等学校免許	80.3%	中学校免許	56.9%

特別免許状の授与件数の推移

		平成 元～19 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		計 (H元～H24の計)
小学校	公立	0	0	0	0	0	0		0
	私立	2	0	0	0	0	0		2
中学校	公立	6	5	4	0	2	0		17
	私立	18	2	7	0	1	1	英語(1件)	29
高等学校	公立	113	19	28	25	16	27	看護(18件) 理科(4件) 工業(3件) 福祉、保健体育 (各1件)	228
	私立	99	14	12	9	14	15	看護(12件) 英語(2件) 工業(1件)	163
特別支援学 校	公立	52	16	16	11	6	9	自立活動(9件)	110
	私立	0	0	0	0	0	0		0
計		290	56	67	45	39	52		549

出典：文部科学省調査

公立学校教員採用試験について



◆公立学校の教員は、地方公務員であるため、採用選考は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会が実施

◆採用選考試験の例

<一次選考>

(筆記試験)

○一般教養や教職教養に関する試験(60分)

・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について

・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験(60分)

・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論 など

<二次選考>

(筆記試験)

○小論文(40分)

(実技試験)

○体育、音楽、美術、英会話 など

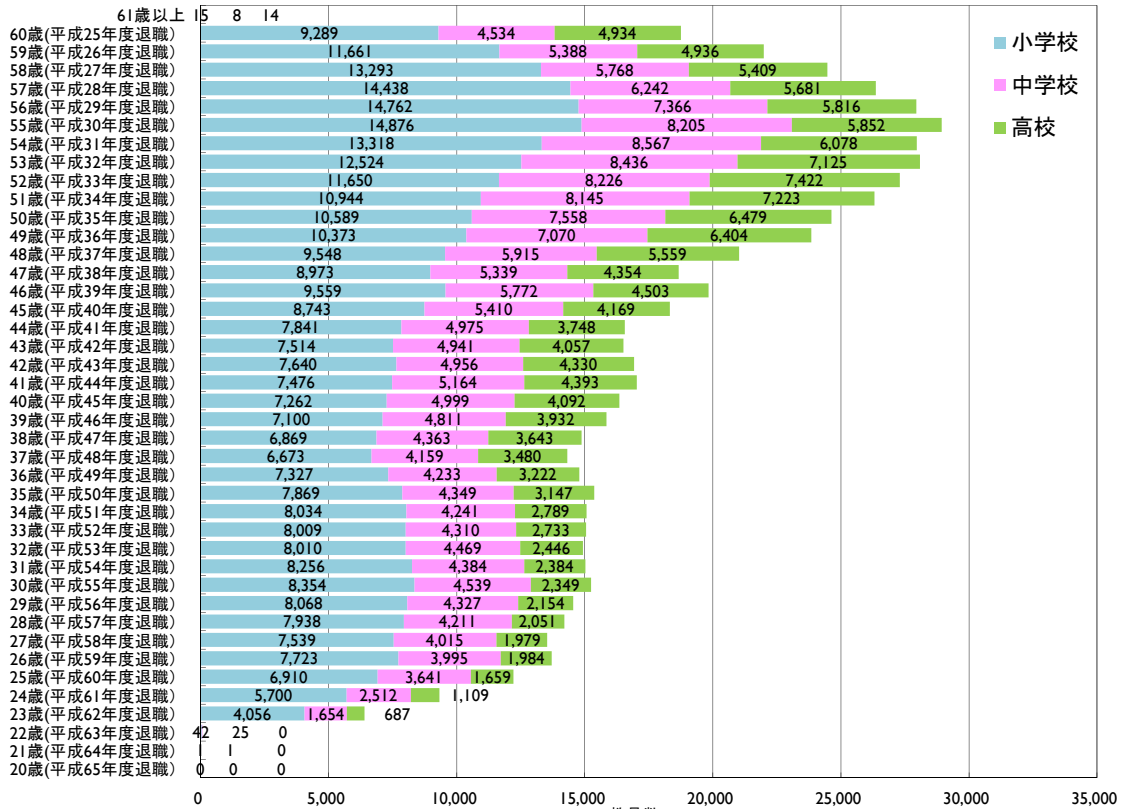
(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

(その他)

○適性検査

公立学校年齢別教員数（平成26年3月31日）

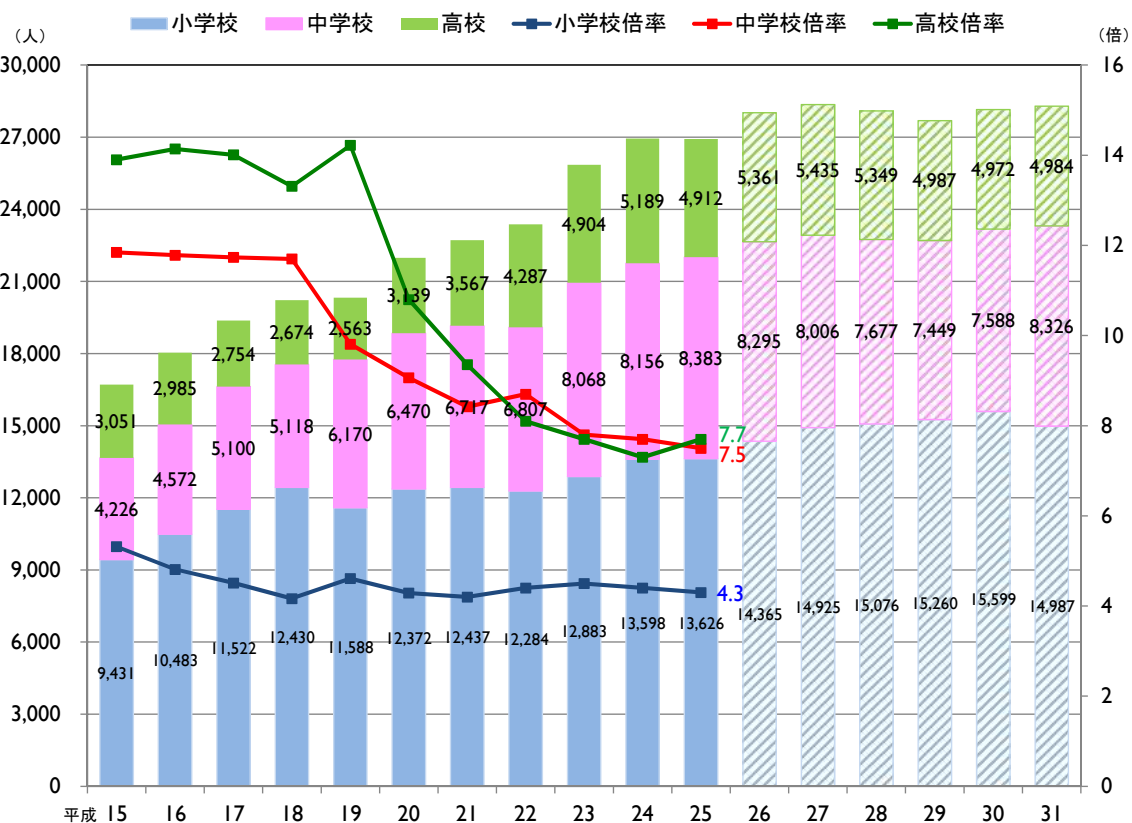


【小学校】 346,766人 44.0歳 【高校】 154,326人 45.8歳
 【中学校】 201,223人 44.1歳 【合計】 702,315人 44.4歳

※平成25年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

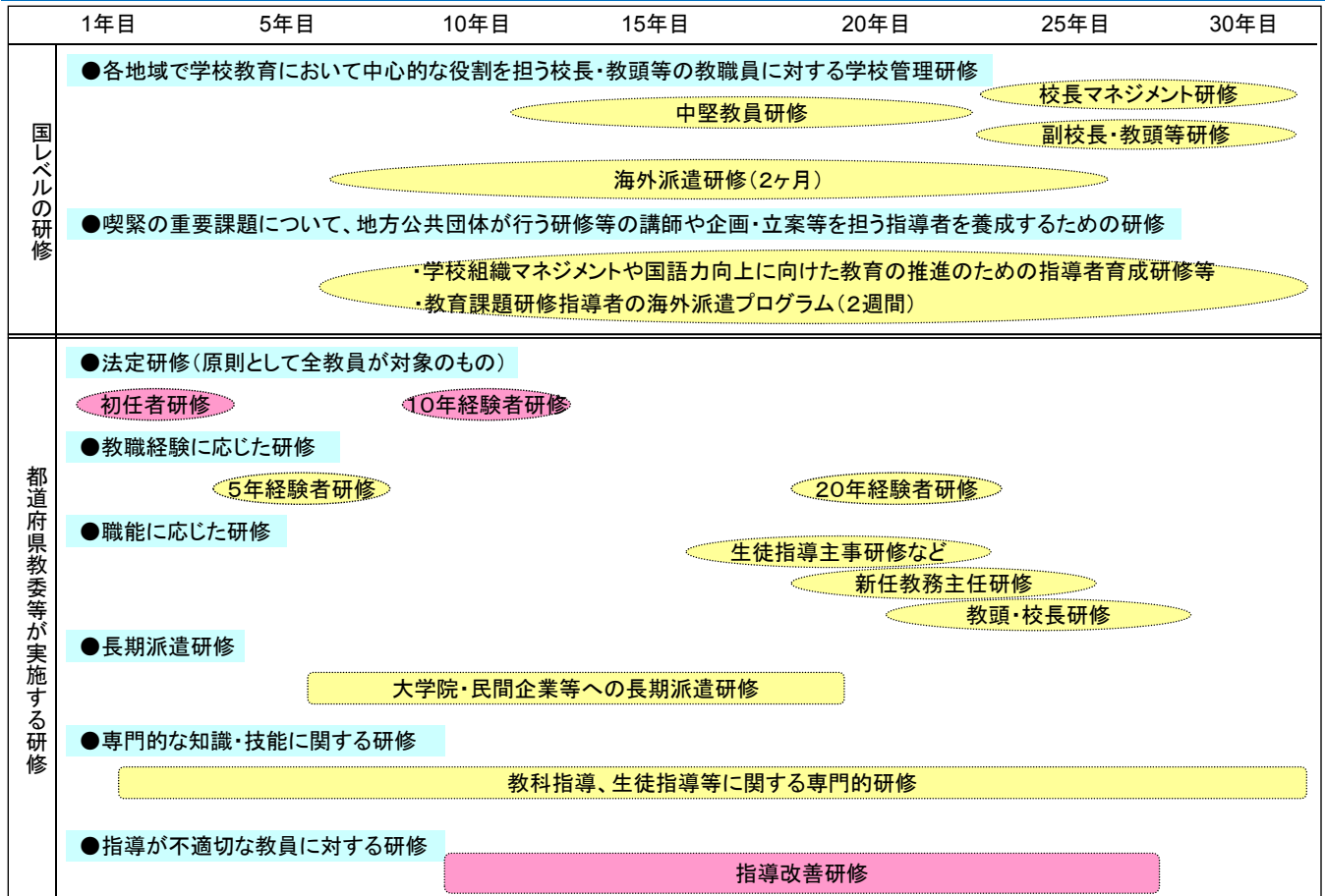
出典：文部科学省調査

公立学校教員の学校種別採用者数の状況



平成20年度～25年度は、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）
 平成26年度以降は、都道府県の積み上げによる見込み（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭を除く。

教員研修の実施体系



※ピンク色は法定、黄色は任意の研修を表す。

公立小・中学校教職員の配置・身分・給与の仕組み

教職員配置(教職員定数)に係る現行制度

○小学校…………… 1学級に1人の学級担任が配置されるよう教職員数を算定

校長:学校に1人 教頭・副校長:学校に原則1人
 学級担任:学級に1人 学級担任外教員
 (学級編制の標準:小1 35人以下 小2 40人以下)

※児童生徒が著しく少ない小規模学校では、複数学年の児童生徒を1学級に編制(複式学級)するなどの工夫を実施

○中学校…………… 教科担任制を採用、各教科(※)ごとに必要となる教職員数を算定

※各教科 : 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

教職員の身分・給与(県費負担教職員制度)

○市町村立小・中学校等の教職員は、教育水準の維持向上のため、給与を都道府県が負担(※)し、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置を図っている。

教職員給与費の国庫負担(義務教育費国庫負担制度)

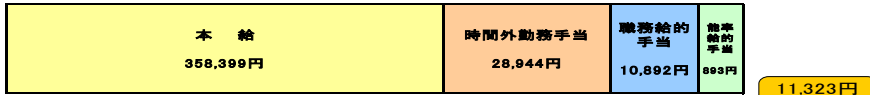
○都道府県が負担する教職員給与の費用の3分の1を国が負担。

※国と都道府県は、法令に基づき算定される標準的な数の教職員給与を負担。

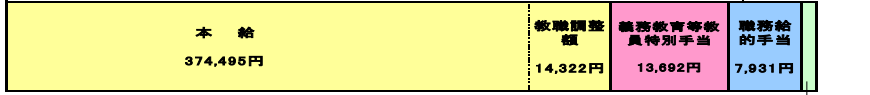
一般行政職と公立小・中学校教員の給与比較

○平成13年度～17年度における5年間平均

一般行政職 給与月額 399,128円



教員 給与月額 410,451円



※一般行政職、教員ともに平均年齢42歳（大卒）とした場合の平均給与月額

○平成24年度

一般行政職 給与月額 376,718円



教員 給与月額 377,935円



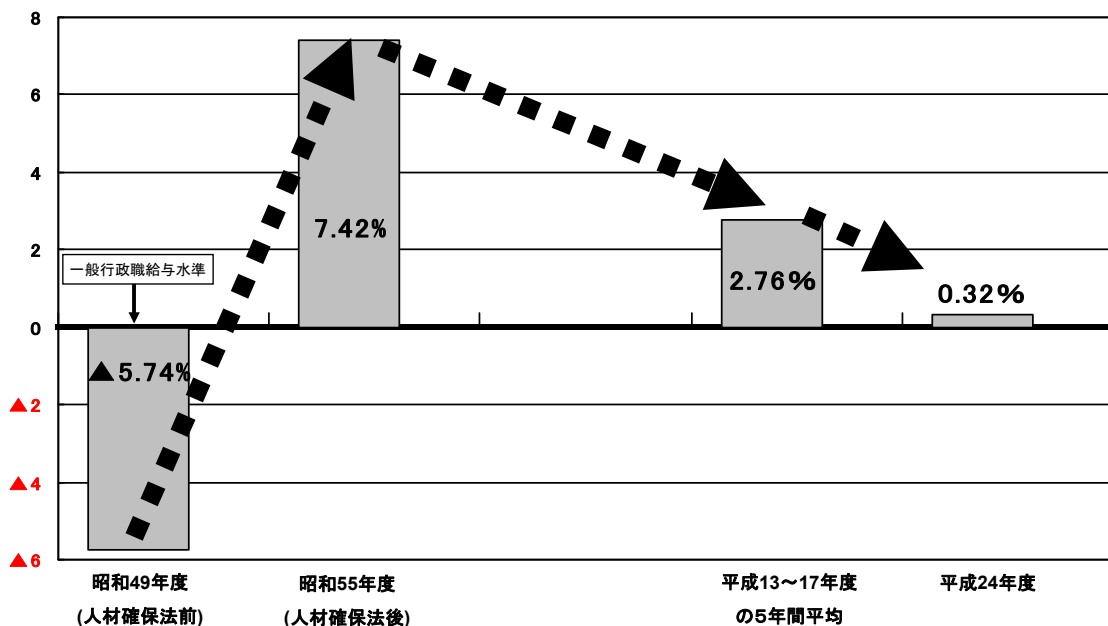
※一般行政職、教員ともに平均年齢43歳（大卒）とした場合の平均給与月額
※上記月額を基に年収を試算すると、一般行政職597.5万円、教員607.7万円となり、約10万円（1.7%）教員が上回っている。

出典：文部科学省調査

公立小・中学校教員の給与水準の推移について

人材確保法第3条

義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

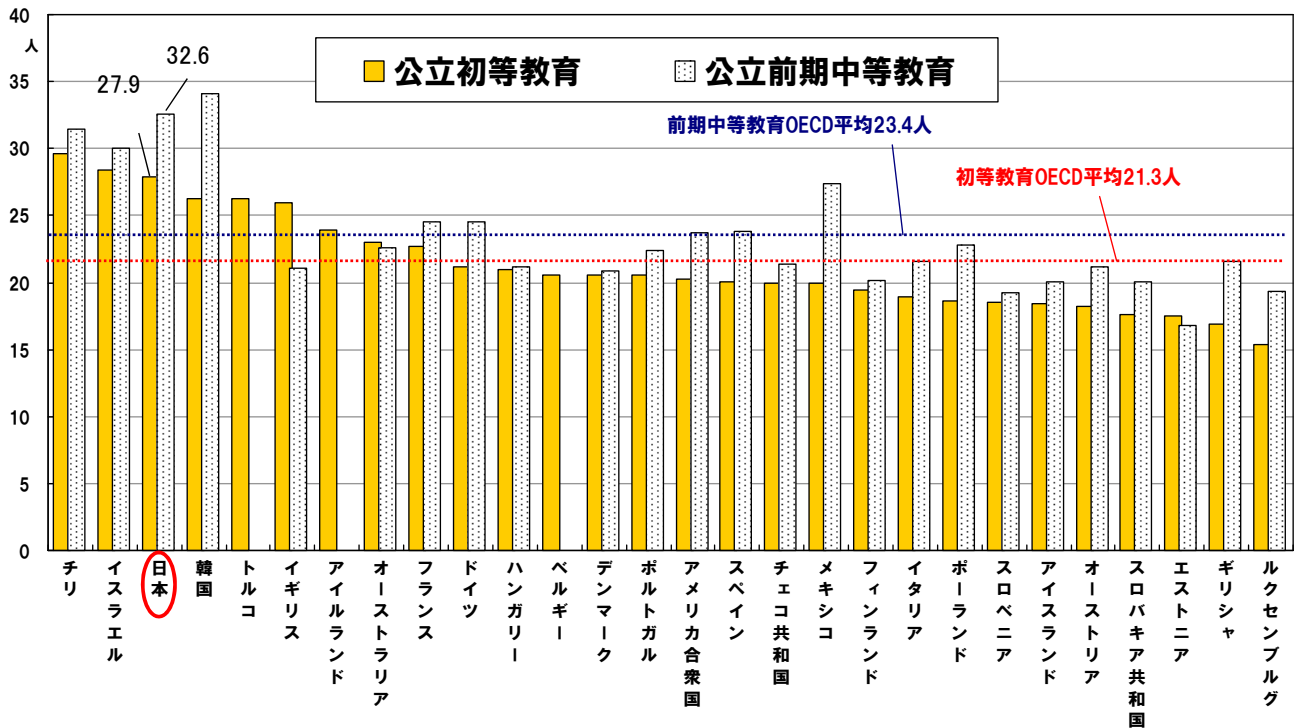


※年収ベースで試算した場合でも、教員が一般行政職を上回っている額は、約25万円(平成13～17年度の5年間平均)→約10万円(平成24年度)と減少。

出典：文部科学省調査

一学級当たり児童生徒数（国際比較）

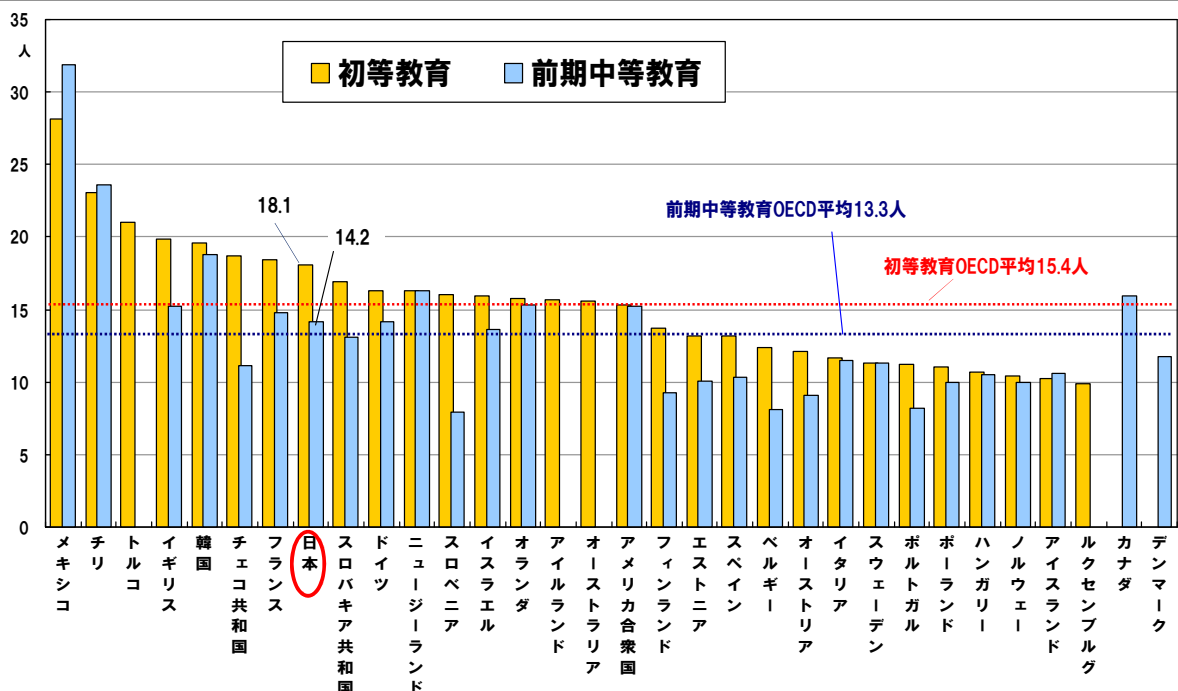
国公立学校での平均学級規模は、初等教育27.9人、前期中等教育32.6人であり、OECD平均を上回り、もっとも高い国の一つ。
 （日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる）



出典：OECD「図表でみる教育（2013年度版）」

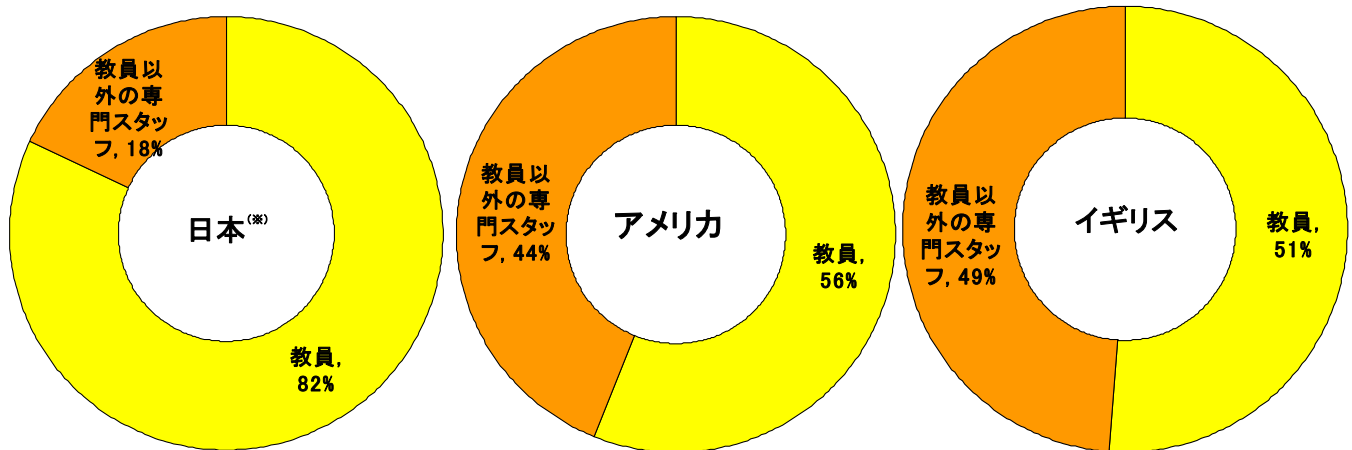
教員一人当たり児童生徒数（国際比較）

日本の国公立学校での教員1人当たり児童生徒数は、初等教育18.1人、前期中等教育14.2人であり、OECD平均を上回る。
 （日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる）



出典：OECD「図表でみる教育（2013年度版）」

初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合（国際比較）



※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

出典：平成25年度学校基本調査、“Digest of Education Statistics 2012”、“School Workforce in England January 2013”

6. 学校の財政構造

学校の財政構造イメージ（幼稚園～高等学校）

	公立	私立
高等学校	公費(国 70億円+都道府県 2兆400億円+市町村 1450億円) 約2兆1920億円	私学助成 約3250億円 (うち 国 約470億円) 保護者(授業料) 約3880億円
義務教育 (小学校 中学校)	公費(国 1兆4600億円+都道府県 4兆7200億円+市町村 1兆5800億円) 約7兆7600億円 (小学校 約5兆円 中学校 約2兆7600億円)	私学助成 約910億円 (うち 国 130億円) 保護者(授業料) 約1330億円
幼稚園	公費 約2000億円 (国 50億円 +都道府県9億円 +市町村1940億円) 保護者(保育料) 約220億円	私学助成 約2170億円 (うち 国 380億円) (参考:H26予算) 保護者(保育料) 約3380億円 (参考:就園奨励費 1020億円(うち 国 330億円))

※ 高等学校段階では、生徒等の経済的負担の軽減を図ることを目的に高等学校等就学支援金等として平成26年度公立は2240億円、私立では1560億円を国費で措置

※ 公立の公費の金額については、「文部科学省 平成24年度地方教育費調査(平成23年度会計)」の学校教育費のうち消費的支出の金額

※ 公立の保育料については、平成25年度平均授業料(文科省調べ)と公立に通う幼児数(H25学校基本調査)を掛け合わせた数

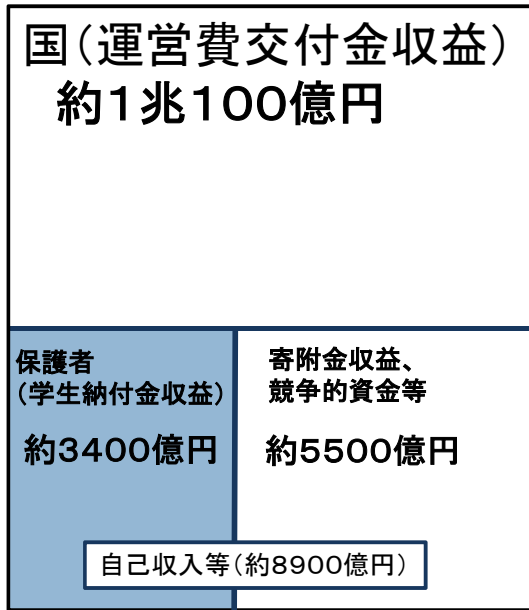
※ 私学助成については、私立高等学校等経常費助成費等補助金一般補助に係る地方事業費(平成24年度決算ベース)により作成。なお中等教育学校分は含まない。

※ 私学の授業料(保育料)については、平成25年度私立高等学校等の生徒等納付金平均額(文科省調べ)の授業料と私立に通う幼児・児童・生徒数(H25学校基本調査)を掛け合わせた数

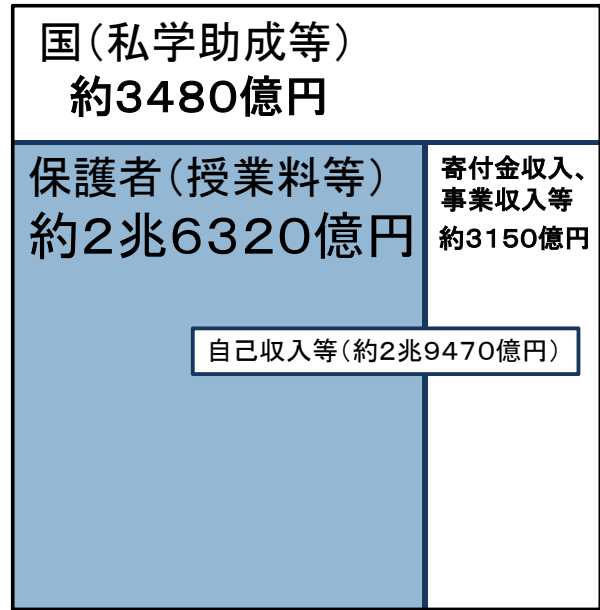
※ ■ は私費負担部分を示す

学校の財政構造イメージ（大学）

国立



私立



- ※ 国立大学部分については、平成24年度財務諸表を元に作成（附属病院収益を除く）。
- ※ 私立大学部分については、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成24年度決算）」の消費収支計算書の集計（588大学（附属病院除く））より作成。
- ※ 私立大学部分については、借入金等を含まない帰属収入の金額をもとに作成。
- ※ 四捨五入により合計が一致しない場合がある。
- ※ は保護者負担部分を示す

教育再生実行会議の審議の経過

平成25年10月31日（木） 第14回会議

- ・ 我が国及び諸外国の学制について
- ・ 有識者等ヒアリング①（山中文部科学事務次官）

平成25年11月12日（火） 視察・意見交換

- ・ 品川区立第一日野すこやか園、品川区立小中一貫校日野学園、日本工学院専門学校

平成25年11月20日（水） 視察・意見交換

- ・ 東京都立白鷗高等学校・同附属中学校、東京都教育庁、千葉県立幕張総合高等学校看護科・同専攻科

平成25年11月26日（火） 第15回会議

- ・ 学校制度（学制）—諸外国との比較について
- ・ 有識者等ヒアリング②（二宮比治山大学・比治山大学短期大学部学長）

平成25年12月11日（水） 視察・意見交換

- ・ 千葉大学、東京工業大学、木更津工業高等専門学校

平成26年 1月16日（木） 第16回会議

- ・ 発達段階と学校教育について
- ・ 有識者等ヒアリング③（無藤白梅学園大学教授）

平成26年 1月20日（月） 視察・意見交換

- ・ 東京都教育庁、東京都立戸山高等学校

平成26年 2月18日（火） 第17回会議

- ・ これからの教育の在り方、特に義務教育や無償教育にかかる論点

平成26年 3月13日（木） 第18回会議

- ・ 学校段階の区切りにかかる論点

平成26年 4月 3日（木） 第19回会議

- ・ 高等教育、職業教育にかかる論点

平成26年 4月21日（月） 第20回会議

- ・ 学制改革に応じた教師の在り方にかかる論点

平成26年 5月16日（金） 第21回会議

- ・ 学制改革に必要な条件整備にかかる論点

平成26年 5月26日（月） 視察・意見交換

- ・ 東京都立荒川商業高等学校、東京都立北豊島工業高等学校

平成26年 6月11日（水） 第22回会議

- ・ 提言素案について

平成26年 6月19日（木） 第23回会議

- ・ 提言案について

平成26年 7月 3日（木） 第24回会議

- ・ 提言とりまとめ

教育再生実行会議委員による 有識者等ヒアリング及び視察

【有識者等ヒアリング】

1. 山中伸一 文部科学事務次官
日 時：平成 25 年 10 月 31 日（木）（第 14 回会議）
議 題：我が国及び諸外国の学制について
※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai14/siryou2.pdf>
2. 二宮 皓 比治山大学・比治山大学短期大学部学長
日 時：平成 25 年 11 月 26 日（火）（第 15 回会議）
議 題：学校制度（学制）—諸外国との比較
※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou1.pdf>
3. 無藤 隆 白梅学園大学教授
日 時：平成 26 年 1 月 16 日（木）（第 16 回会議）
議 題：発達段階と学校教育
※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou1.pdf>

【視察・意見交換】

1. 品川区立第一日野すこやか園（第一日野幼稚園・西五反田第二保育園）
日 時：平成 25 年 11 月 12 日（火）10:15～11:30
視察内容：保幼小連携の取組（幼保一体型施設と併設の小学校との連携による 0～12 歳の育ちの連続性を目指した保育、教育の取組等）
※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
2. 品川区立小中一貫校日野学園
日 時：平成 25 年 11 月 12 日（火）11:40～13:45
視察内容：小中一貫教育の取組（4-3-2 の区分による教育、小学校 5 年生からの教科担任制、小学校からの英語教育等）
※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
3. 東京都立白鷗高等学校・同附属中学校
日 時：平成 25 年 11 月 20 日（水）9:50～11:10
視察内容：中高一貫教育の取組（国際社会でリーダーとなれる人材を育成するための 6 年一貫カリキュラム、日本文化に関する教育等）
※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
4. 東京都教育庁
日 時：平成 25 年 11 月 20 日（水）11:10～12:00
平成 26 年 1 月 20 日（月）10:20～11:30
議 題：都立小中高一貫教育校の検討状況、都立高校改革推進計画（多様なタイプの学校の設置、専門高校の改編等）について
※提出資料：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou2_6.pdf
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai17/siryou4-2.pdf>

5. 東京都立戸山高等学校
 日 時：平成 26 年 1 月 20 日（月）11:30～12:20
 視察内容：都立高校改革の一環としての進学指導重点校の取組（文理分けをしないリベラルアーツ重視の教育、理数教育等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai17/siryou.html>
6. 東京都立荒川商業高等学校
 日 時：平成 26 年 5 月 26 日（月）9:30～11:00
 視察内容：専門高校の取組（「都立専門高校技能スタンダード」推進校の取組、地元商店街との連携、進路指導、中退への対応等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai22/siryou.html>
7. 東京都立北豊島工業高等学校
 日 時：平成 26 年 5 月 26 日（月）11:40～13:30
 視察内容：専門高校の取組（デュアルシステム導入校の取組、資格取得に向けての指導、進路指導、中退への対応等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai22/siryou.html>
8. 千葉県立幕張総合高等学校看護科・同専攻科
 日 時：平成 25 年 11 月 20 日（水）13:40～15:00
 視察内容：専門高校及び同専攻科の取組（5 年一貫看護師養成課程のカリキュラム、病院実習、進路の状況等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
9. 木更津工業高等専門学校
 日 時：平成 25 年 12 月 11 日（水）14:15～16:00
 視察内容：高等専門学校の取組（実践的・創造的技術者の養成のための 5 年一貫カリキュラム、同校専攻科の取組等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou.html>
10. 日本工学院専門学校
 日 時：平成 25 年 11 月 12 日（火）14:20～16:00
 視察内容：専修学校専門課程（専門学校）の取組（産業界等との連携による実践的な職業教育、社会人の受入れ、大学への編入等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai15/siryou.html>
11. 千葉大学
 日 時：平成 25 年 12 月 11 日（水）10:00～11:45
 視察内容：高校から大学への飛び入学の取組（飛び入学者を対象とした先進科学プログラムの実施体制、カリキュラム、卒業後の進路等）
 ※関係資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou.html>
12. 東京工業大学
 日 時：平成 25 年 12 月 11 日（水）11:50～12:40
 議 題：学士・修士一貫、修士・博士一貫カリキュラム、達成度進行への転換、大学院への飛び入学等の教育改革の方針について
 ※提出資料：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/siryou2-3.pdf>

教育再生実行会議の開催について

〔平成25年1月15日
閣議決定〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議 構成員

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

安倍	晋三	内閣総理大臣
菅	義偉	内閣官房長官
下村	博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣
(有識者)		
大竹	美喜	アフラック (アスカファミリー-生命保険会社) 創業者・最高顧問
尾崎	正直	高知県知事
貝ノ瀬	滋	三鷹市教育委員会委員長
加戸	守行	前愛媛県知事
蒲島	郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田	薫	早稲田大学総長
川合	眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野	達信	岩国市立高森小学校教諭、前全日本教職員連盟委員長
佐々木	喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木	高弘	専修大学附属高等学校理事・前校長
武田	美保	スポーツ／教育コメンテーター
○ 佃	和夫	三菱重工業株式会社相談役
八木	秀次	麗澤大学教授
山内	昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授
		座長◎、副座長○
(オブザーバー)		
遠藤	利明	衆議院議員
富田	茂之	衆議院議員